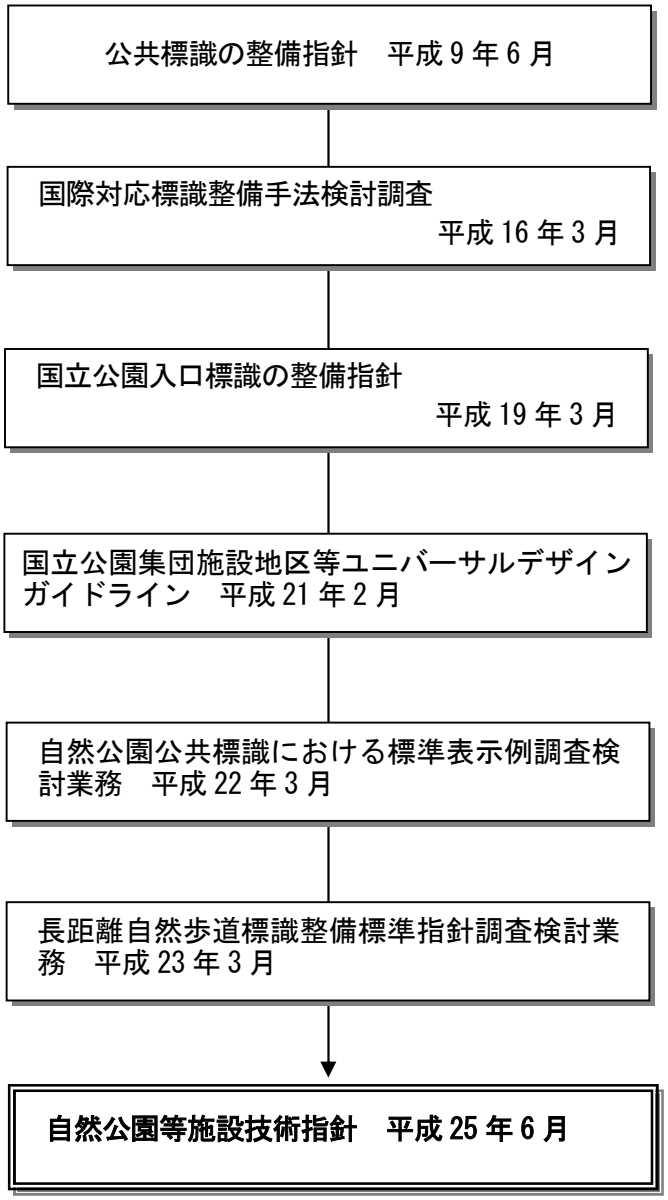
第３部　施設別技術指針

第７章　公共標識（サイン類）



公共標識（サイン類）に関する技術指針改訂の経緯

「自然公園等施設技術指針」第３部　施設別技術指針　第７章　公共標識（サイン類）

目　　次

第７章　公共標識（サイン類）・・・

第７章　公共標識（サイン類）

Ⅰ　公共標識に関する計画と設計の手順

Ⅰ－１　公共標識の適用範囲

本指針は、自然公園等の公共標識（サイン類）等に適用する。

ただし、地域の特性、その他の事情により適用しがたい場合は、この指針によらないことができる。その場合においても本指針の趣旨を最大限尊重するものとする。

（解説）

本指針における公共標識（サイン類）等とは、自然公園等事業としての整備にかかる自然公園内の歩道、園地、野営場等の施設に付随する施設である。

なお、長距離自然歩道整備事業に含まれる標識も同様に公共標識として扱う。

以下、本指針における自然公園等の公共標識（サイン類）等は、公共標識という。

Ⅰ－２　公共標識に関する基本方針

自然公園等の公共標識は、歩道、園地、野営場等の施設に付随する施設であることから、一体的に機能を発揮し、利用促進に配慮しなければならない。このことから、自然公園等の利用者に、公園区域の明示や周知、景観資源や地名等の利用情報の提供、目的施設への誘導、施設や自然等の解説、事故防止や環境保護、利用規制等の喚起や認知等の情報を伝達する施設として整備する。

公共標識は、優れた自然環境の中に設置されるものであることから、整備に当たっては、立地する場所の自然環境の特性を十分把握して適切に保全するとともに、景観上も好ましい形態や管理・運営面にも配慮する施設とすることが必要である。

また、自然公園等は利用者、利用形態、利用手段は多様であることから、ユニバーサルデザインに配慮した整備を原則とする。

（解説）

自然公園等の公共標識は、利用者が自然公園等の施設として、位置的に最初に見る機会が多いものであり、歩道、園地、野営場等の施設に付随して整備されることから、利用する上での環境への理解・判断・行動を助けるための基本的な施設である。

また、自然公園等の公共標識は、優れた自然や身近な自然の中に設置されことから、公共標識自体が景観の重要な構成要素となり、ランドマークとして機能することが多い。言い換えれば、公共標識のありようが景観の良し悪しを左右しかねないだけでなく、景観や資源、地域イメージ等を凝縮して公共標識が表出する存在となることにもなることから、このような公共標識がもつ意義や役割を踏まえることが重要である。

自然公園等の公共標識に求められるデザイン（意匠）は、「自然公園等のトータルなビジュアルアイデンティティの形成や整備事業の効率的な推進を優先した、標準的な設計タイプ」（標準型）、または「各公園や地域の独自性や地域固有の顔としての「らしさ」を優先した、地域毎の独自な設計タイプ」（固有型）が考えられる。

標準型と固有型の２つに大きく区分して、標準型の公共標識は、全国統一の標準デザインとして、情報伝達の手段として機能が優先される標識が該当し、固有型の公共標識は、景観や地域固有の一体的な独自のデザインとして、施設名表示等の標識が該当することとなる。

さらに、自然公園等の公共標識は、自然条件の影響を受けやすく、損耗により情報を適切に伝達する機能が損なわれると、利用者の安全確保に支障を来すことに及ぶことから、整備時の形態や使用材料、維持管理に十分に配慮しなければならない。

なお、自然公園等の利用者は、幼児、児童から若者、高齢者、障害者や外国人まで幅広く、また、構成的にも単独での利用、家族利用、グループ利用、団体利用、歩行以外の車両使用など多様であることから、立地条件、目的に応じた適切な整備を行うことが重要である。

Ⅰ－３　公共標識のタイプ

自然公園等における公共標識のタイプは、次の通りのタイプに分類する。

1）記名標識
- ①入口標識
- ②公園名碑標識
- ③資源名標識

2）案内標識
- ①誘導標識
- ②案内図標識
- ③総合案内板標識

3）解説標識

4）注意標識

5）掲示板

6）境界標識

7）里程標・路傍サイン

（解説）

公共標識には、その目的や機能に応じて具体例に示すように、指導標、総合案内板、解説板、注意標識等の色々な標識があり、その呼び方も色々であり、登山道等において方向や距離を示す標識を指導標識、里程標、誘導標識等と呼ばれている。

自然公園等における公共標識は、主に機能や形態に着目して、施設の名称等を表す記名標識、目的事物への誘導や方向、施設の所在場所等を表す案内標識、自然解説や自然情報を表す解説標識、事故防止や利用規制を表す注意標識、行事予定等の広報資料やポスターを掲示する掲示板、自然公園等の区域や管理地区域を表す境界標識に、長距離自然歩道のシンボル的な標識である里程標・路傍サイン加えた７つのタイプ、11 種類に分類する。

表１　公共標識のタイプ

種　類		主な機能	具体例
記名標識	入口標識	・公園区域の明示、公園の周知	入口標識
	公園名碑標識	・自然公園であることの認識の高揚 ・自然公園のシンボル、ランドマーク	指定記念碑 公園名板　等
	資源名標識	・施設、景観資源、地名の認知（確認や識別）	施設名板、景観資源名板、地名板　等
案内標識	誘導標識	・目的事物への誘導	指導標、里程標、誘導標　等
	案内図標識	・オリエンテーション（全体像の把握及び自己の存在位置の確認）	総合案内板、 地図案内板　等
	総合案内標識	・各種利用情報の提供	
解説標識		・自然教育 ・自然解説や自然情報の提供	解説板、方向指示板、 植物ラベル　等
注意標識		・事故防止 ・自然環境の保護 ・公序良俗の維持 ・利用規制の認知	制札、注意標識、規制標識、 警戒標識　等
掲示板		・行事予定等の広報、ポスター掲示	掲示板、告知板　等
境界標識		・公園区域や管理地の明示	境界標、境界杭　等
里程標・路傍サイン		・長距離自然歩道におけるシンボル的な標識（歩道名、現在地・行程の表示）	歩道名板、里程標、誘導標識　等

Ⅱ　公共標識に関する技術指針

Ⅱ－１　公共標識の計画・設計に際しての基本的配慮事項

公共標識は、位置情報や案内情報の他、自然解説や安全に関わる情報等を伝達し、自然公園等における利用の利便性や安全性の他、自然とのふれあいの質を高めるために重要な施設であることから、多様な利用者の特性に配慮した誰にでもわかりやすい施設を適切に整備すること、原則、ユニバーサルデザインに配慮して整備することが重要である。

なお、標識自体が景観要素の一つとなり、地域のイメージの形成や展望地等における修景機能を果たすこともあるので、形態や設置には十分な景観的配慮が必要である。

また、ビジターセンター等の公共施設が、利用者に環境省等の公共施設であることがわかりづらい場合があるため、資源名標識を設置し、利用促進に努めることが重要である。

（解説）

自然公園等における自然の風景地を保護するとともに、自然と親しむ場としての利用を目的とするものであり、その適正な保護・利用を図るために、公共標が担う情報発信は重要な役割を果たしている。ただし、利用者が情報を得る手段は公共標識だけではなく、事前に入手できるインターネットなどの情報や、ビジターセンター等で入手できるパンフレットやガイドマップなども重要な情報源となっている。

近年、外国人利用者への対応、バリアフリー化への対応として公共標識には、情報の表示方法や多言語化、ピクトグラム使用、園路の縦横断勾配や路面状況、通行の難易度など、施設利用に係る視点での情報提供が求められている。

このことから公共標識は、「現地において誰もが利用できる」という長所を活用し、表示内容だけではなく、自然や風景など景観と調和し、維持管理面にも配慮されたた形態、目的施設や利用施設と連動し体系化された配置が必要とされている。

また、実際の計画・設計に当たっては、設置場所の状況への構造・形態・材質での対応、関連する法規・条例による形態・色彩等の制限があることにも留意する必要がある。

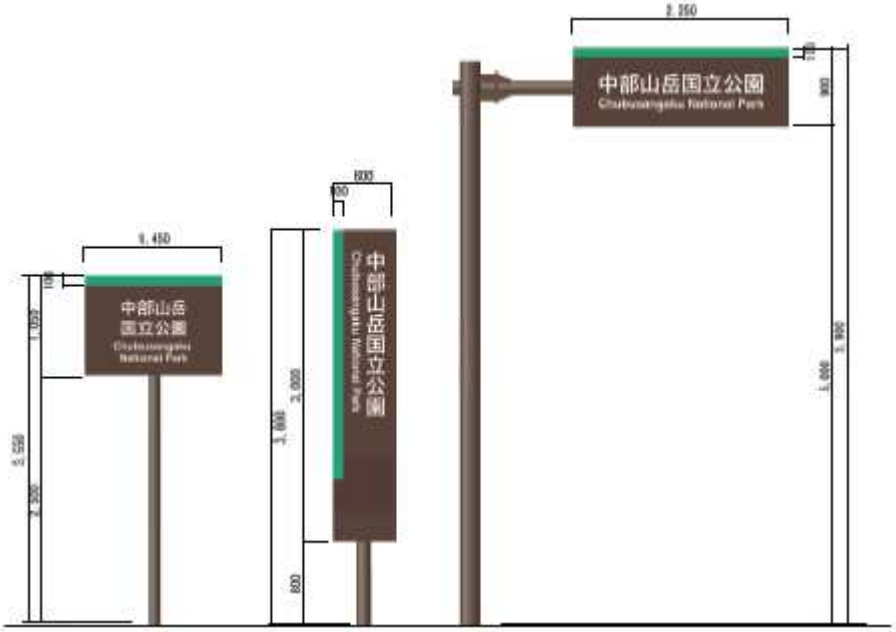
ビジターセンター等の公共施設が、景観面に配慮されて外部から中の様子がわかりづらい、環境省等の設置者の表示がない等、公共施設であることがわかりづらい場合がある。これらを解消し、自然公園等の利用促進を図るためにも、資源名標識を設置し、施設名、設置者名、インフォメーションやトイレのピクトグラムを表示する等が望ましい。

Ⅱ－２　公共標識の計画・設計の考え方

Ⅱ－２－１　公共標識の標準例

（ｉ）記名標識

（１）　入口標識



①路側式(横書)型　②路側式(縦書)型　③オーバーハング式型

図1　入口標識の標準例

主として走行する自動車からの視認を前提として設置する場所により、①路側式(横書)型、②路側式(縦書)型、③オーバーハング式型の３種類に分類する。

入口標識は、その多くが道路敷あるいは道路に面した位置に設置されることとなるため、その規模構造、文字サイズ等の仕様については、「道路標識、区画線及び道路標識に関する命令」（昭和５３年１２月１７日総理府建設省令第３号）に基づく「道路標識設置基準」に準拠する。

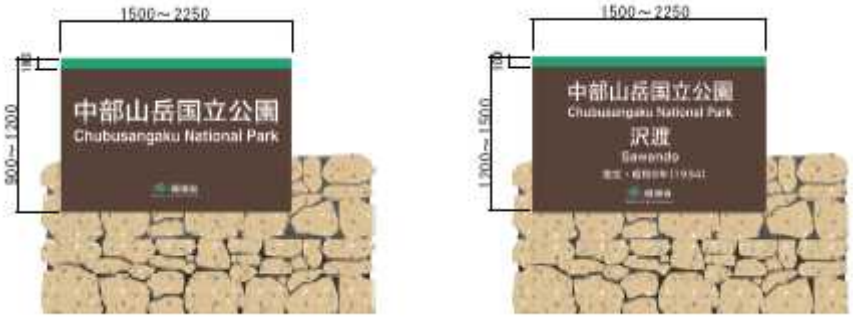
（２） 公園名碑標識・資源名標識

①シンプル型



①-1指定年なし（横型）　①-2指定年あり（横型）　①-3全情報記載（縦型）

②モニュメント型



②-1 自然公園名・資源名の単独表示　②-2 自然公園名と資源名の併記表示

図2　公園名碑標識・資源名標識の標準例

この標識は、自然公園等の景観要素を念頭において、次の事項に留意して個別にデザインするものとする。

モニュメント型のフレーム（本体）を石積みデザインとしているが、そのデザインは、その地域の景観に応じたものとする。

モニュメント型のデザイン上の留意事項は以下の通りとする。

（ア）自然的であること。

背景となる風景の構成要素を勘案して、どっしりと落ち着いた雰囲気を醸し出すこと。

（イ）調和的であること。

背景となる風景の構成要素と関係のある材料、色彩を取り入れた調和的デザインとすることを基本とするが、一方でコントラストを無視すると、景観に沈み込んでまったく目立たない存在となる可能性もある。

自然界にあり得るコントラストを取り入れつつ、安定感のあるデザインとすることが大切である。

（ウ）単純であること。

施設の耐久性やメンテナンスの容易さの点から単純な構造とすることを基本とするが、何ら装い気のないものを良しとするのではなく、木組みであれ、石積みであれ、その構造は伝統的な技術に裏付けられた、堅牢で美しい形を採用することが大切である。

（エ）標識は自然植生に隠されない規模構造とすること。

樹林帯の中に設ける場合にあっては、高さを増すに連れて枝葉によって覆い隠される確率が高くなる。その反面、低すぎると林床植生の笹や草原植生のススキ等によって隠されてしまう可能性が高くなる。

標識設置後のメンテナンスの手間を少なくするため、標識周囲の枝払いや草・笹の刈払い作業を行わなくても済むように、笹・ススキが繁る高さまでの基台を設けてその上に表示板を置くなどの配慮をすることが必要である。

（オ）モニュメント型を設置する周辺は自然公園らしい雰囲気作りを行うこと。

モニュメント型を整備する地点や案内標識を併設することとなる広場などにあっては、自然公園らしさを演出する周辺整備を合わせ行うことも検討する。

③単柱型　＊資源名標識の１つとする。



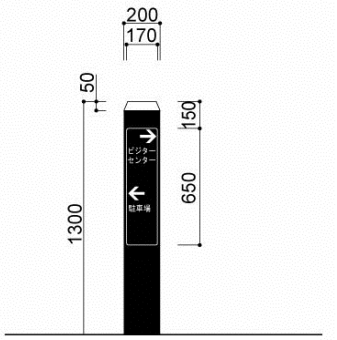
③ 資源名の単独表示型

図3　資源名標識の標準例

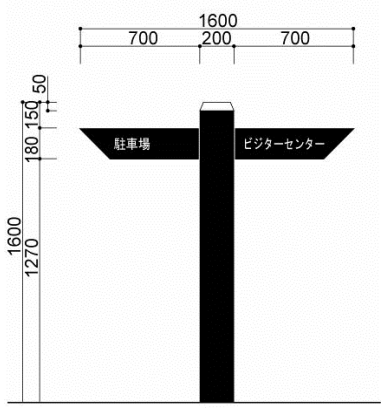
この標識は、設置場所に空間的な制限等がある場合、シンプル型やモニュメント型とは異なり景観を優先して目立たない存在とすることを意図的にする場合等に設置する。

（ⅱ）案内標識

（１）　誘導標識



①−１単柱型



①−２腕木型

図4　誘導標識の標準例

複数の園路の分岐点や長い移動経路の中間地点、風景が劇的に変化する地点に配置し、施設や景観資源等の名称、目的地の方向、距離、所要時間等を表示する。また、ユニバーサルデザイン対応として、園路の整備水準を表記する。

ただし、案内図標識、総合案内標識の標識が設置される場所では、誘導標識を組み込んで設置することや、園路の分岐形態が単純で設置の必要性がないと判断される場合は誘導標識を設置しない等の判断をする必要がある。

また、多雪地域や悪戯されやすい場所には単柱型を用いることや腕木型の強度に配慮した設計とすることに配慮する。

（2） 案内図標識

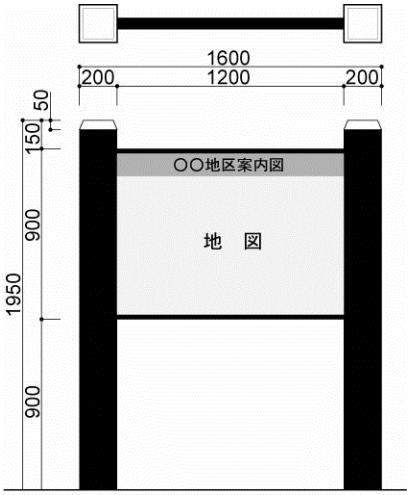


図5　案内図標識の標準例

集団施設地区内の鉄道駅、バスターミナル、駐車場など、利用者が行動を開始する行動起点、キャンプ場、探勝路、登山道など、一定の目的や機能を持つ施設群や空間等、特定のエリアの入口および複数の園路の分岐点や長い移動経路の中間地点に配置し、次の目的地への経路を確認したり、もとの場所への帰り道を確認する標識として、地図情報やユニバーサルデザインに対応した施設等の障害者対応情報や園路の整備水準を表記する。

（３） 総合案内標識

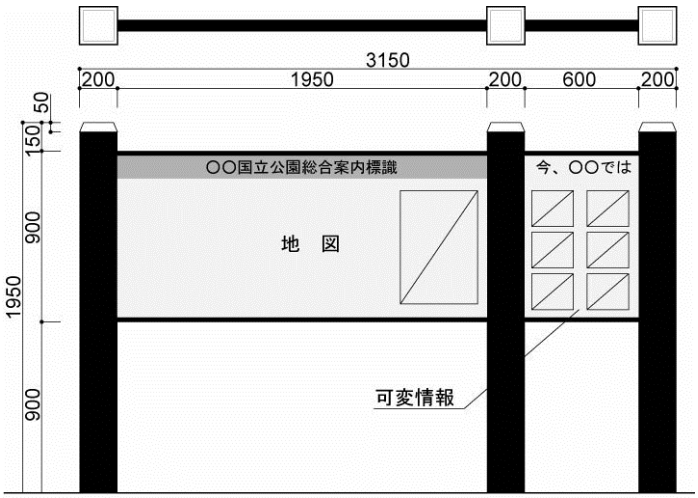


図6　総合案内標識の標準例

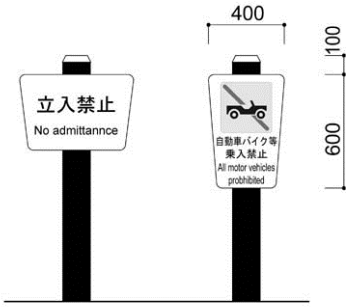
ユニバーサルデザインに対応した「すべての人が利用できる区域」内の集団施設地区内の鉄道駅、バスターミナル、駐車場など、利用者が行動を開始する行動起点、ビジターセンター、宿泊施設など、利用者や情報の集中する施設の周辺等の情報拠点に配置し、集団施設地区等の施設についての総合的な情報や広域的な位置関係を把握する標識として、地図情報やユニバーサルデザインに対応した施設等の障害者対応情報や園路の整備水準、地域の状況や自然資源の解説情報を表記する。

（ⅲ）解説標識

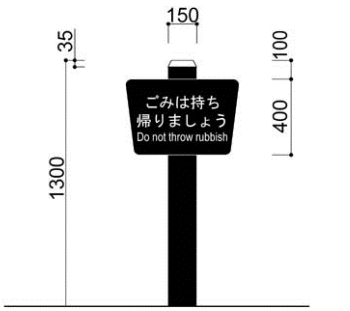
地域の状況や自然資源について解説情報を図、写真、及び説明文を用いて表示する。

また、車椅子使用者等に配慮した見やすい形態、解説対象の位置に配慮した見やすい配置、利用者の興味を引く工夫等の配慮をした上で、基本的な表示方法は総合案内標識における解説情報や他の標識に準じる。

（ⅳ）注意標識



①-１禁止警告型



①-２普及啓発型

図7　注意標識の標準例

自然公園内の集団施設地区内の鉄道駅、バスターミナル、駐車場など、利用者が行動を開始する行動起点や園路の整備水準が変化する地点、および移動中の利用者への注意、規制、警戒を喚起するため、必要に応じて適宜設置し、注意・警戒、禁止事項やユニバーサルデザインに対応した園路の整備水準を表示する。

自然公園等の利用拠点に設置する案内図標識や総合案内標識等に組み込んで表示することで効、利用する自然公園での注意・警戒、禁止事項を利用者に伝達することで、フィールドマナーの向上に寄与できるよう配慮する。

また、危険な場所への立ち入りを制限する等、利用者の生命に係わる重要な情報を伝達することから、外国人への情報伝達を考慮した多国語での表示にも配慮する。

（ｖ）掲示板

自然公園内の集団施設地区内の鉄道駅、バスターミナル、駐車場など、利用者が行動を開始する行動起点に設置し、行事予定等の広報、ポスター掲示ができる標識とする。

掲示物の保護面から、破損等に留意したガラス等による表面保護をすることも必要となる。

具体的な形態は他の標識に準じる。

（vi）境界標識

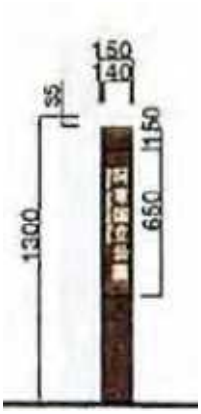


図8　境界標識の標準例

自然公園等の区域や管理地の明示として、各自治体で規定されている境界杭とは別に、貴重な自然環境を保護を目的に自然公園等の区域内であることを表示する等、敷地境界に適宜設置する。

（vii）里程標及び路傍サイン

長距離自然歩道における標識として位置づけ、里程標は、長距離路線という特性から、利用者が自分の現在地や行程を確認するために、いわゆる一里塚に代わる長距離自然歩道のシンボル的な標識として必要に応じて設置する。

また、路傍サインは、シンボル的な存在となりうるよう長距離自然歩道毎・地域毎に統一した形態や素材とする。

具体的な形態は次項の「(vii) 長距離自然歩道の公共標識の事例」の参考形態に準じる。

設置箇所は、周囲の景観と調和する場所、他の標識と競合しない場所を選定し、景観資源の所在地または望見できる位置には、資源名標識を併設する。

（viii）長距離自然歩道の公共標識の標準整備例

長距離自然歩道の公共標識のタイプは、前述の「Ⅰ-3 公共標識のタイプ」の 11 タイプと同様に分類する。

長距離自然歩道は、複数の都道府県を通過し、自然公園毎に施設の整備・管理主体が異なることから、統一的な長距離自然歩道施設の整備として、標準的な整備例を示す。

（1）案内図標識

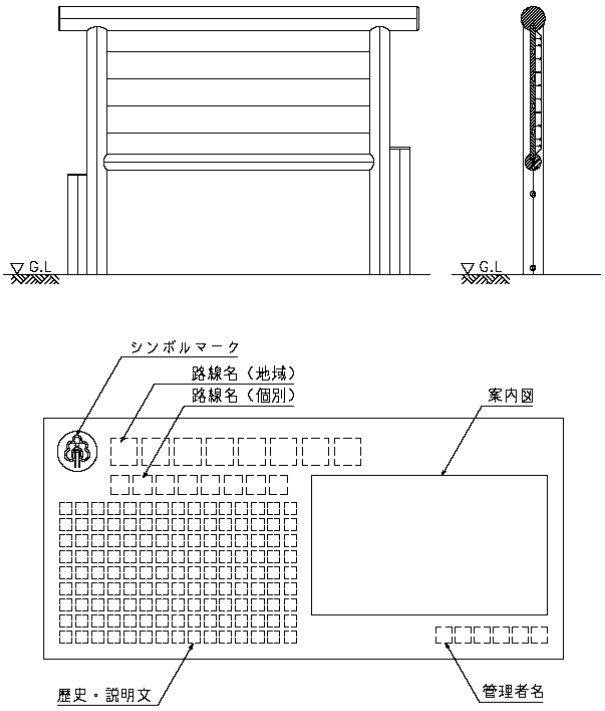


図9　長距離自然歩道・案内図標識の標準整備例

コース、興味地点、歩道までの交通等を表示し、利用者を誘導するために、最寄りの交通機関等から路線出発点までのアクセス、歩道の起点・終点付近、休憩所など利用者が集合、離散するような場所に設置する。

案内標識には、歩道の距離、所要時間、歩道の状況等に加え、関連利用施設の紹介、興味地点の地名、付近の交通網、山の名称、湖沼、河川、道路等を記載する。なお、案内図には利用者の現在地、周辺の施設や興味地点との詳細な位置関係が把握できる主地図のほか、主地図に示された路線範囲が広域の長距離路線においてどの位置にあたるかを示す副地図もあるのが望ましい。案内図の上方は必ずしも北を指す必要はなく、利用者が見ている方向と同じ地形方向を表示することも検討する。

（２）誘導標識

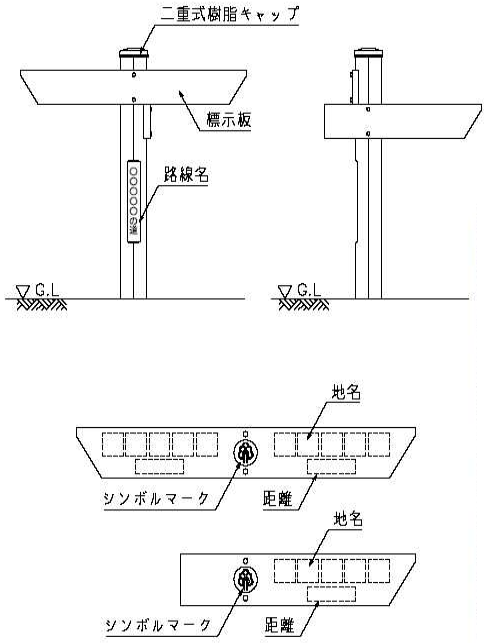


図10　長距離自然歩道・誘導標識の標準整備例

利用拠点への方向と距離を表示し、利用者を安全に目的地まで誘導するために、歩道の分岐点、交差点等に設置する。

利用者に不安の念を抱かせないよう歩道との関係がわかりやすい場所に、いたずら等によって標識が動いて誘導すべき方向が不明瞭にならないよう確実に固定する。

（３）解説標識

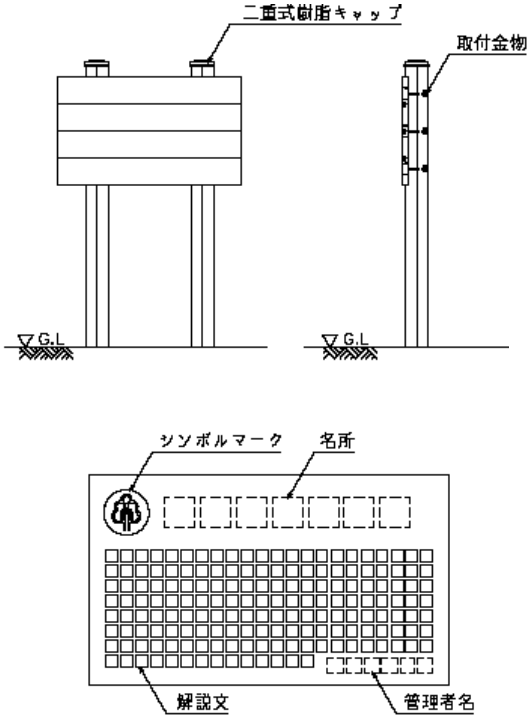


図11　長距離自然歩道・解説標識の標準整備例

自然現象、歴史、文化的興味対象等の解説を行うもので、興味対象に隣接して設置する。解説文章は簡明に記載し、文字表現に加え、写真や図形等を利用し、わかりやすい表記に努める。

（4）注意標識

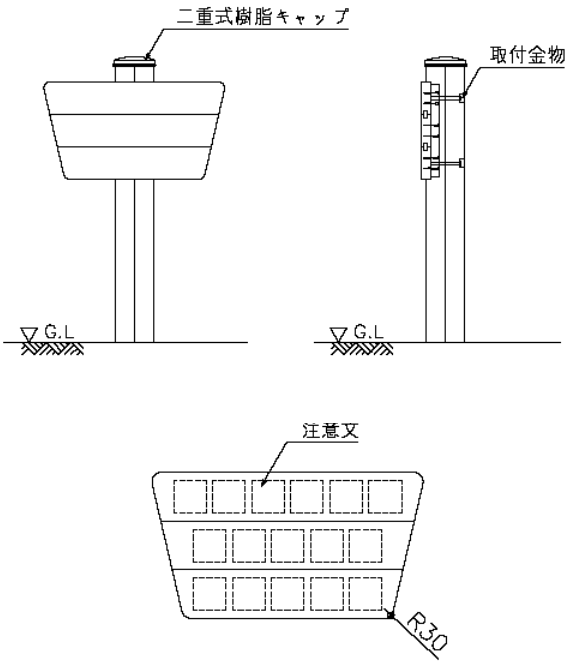


図12　長距離自然歩道・注意標識の標準整備例

安全、防火、動植物の保護について注意事項・禁止事項を呼び掛けるために、適宜、必要箇所に設置するものとする。

表記に当たっては、命令調の表現は避け、主旨を簡潔に柔らかく表現するものとする。同一の表記が繰り返し出現し景観に支障をきたすことのないよう安全確保に支障のない範囲で、数量は必要最小限に止めるものとする。

（5）里程標及び路傍サイン



長距離自然歩道・里程標及び路傍サイン

設置場所や表記内容は、前項の「(vi) 里程標及び路傍サイン」に準じる。

Ⅱ－２－２　公共標識の配置計画

（ｉ）公共標識の標準設置場所

公共標識は、利用における利便性や安全性の他、自然とのふれあいの質を高めるために重要な情報伝達施設であり、利用者の形態（車両使用、歩行者)、利用者の行動（起点、地点、分岐点、中間点　等)、ユニバーサルデザインを考慮した上で、公共標識のタイプ別の主な設置場所は次の通りである。

表２　公共標識の設置場所

種　類		主な設置場所
記名標識	入口標識	・公園区域の境界付近の自動車道路に沿った地点など
	公園名碑標識	・一般的な景観から核心地景観に転換する地点（バッファとコアの転換点）など ・その公園を代表する風景地の入口など
	資源名標識	・景観資源を望見する地点、記念撮影の点景となりうる地点など
案内標識	誘導標識	・歩行を開始する地点（鉄道やバスの駅前、駐車場）など（ただし、案内図標識または総合案内標識が設置される場合はその標識に組み込む） ・歩道の分岐点、長い一本道の中間地点など ・歩道沿いで風景が劇的に変化する地点など
	案内図標識	・歩行を開始する地点（駅前、駐車場）など ・選択できる複数の路線がある（網の目状）遊歩道の中間点や分岐点など
	総合案内標識	・情報量の多い遊歩道の入口地点、中間地点など（案内図標識とは並立させない）（周囲に他の標識を乱立させないようにそれら標識の機能を統合する） ・集団施設地区内の鉄道やバスの駅前、駐車場など
解説標識		・興味深い風致景観、自然現象及び動植物が展望できる地点など ・自然教育の題材となる風致景観、自然現象及び動植物がある地点など
注意標識		・歩行を開始する地点など（ただし,案内図標識または総合案内標識が設置される場合はその標識に組み込む） ・立入りを規制する自然環境がある地点 ・利用上危険となる可能性がある地点 ・利用規制の認知のために必要な地点
掲示板		・集団施設地区内の鉄道やバスの駅前、駐車場など ・自然学習歩道の入口及び展望休憩地点、情報量の多い遊歩道の入口など（ただし、その他の標識を一括して取り込む）
境界標識		・公園区域や管理地の明示のために必要な地点
里程標及び路傍サイン		・歩行を開始する地点（鉄道やバスの駅前、駐車場）など（ただし、案内図標識または総合案内標識が設置される場合はその標識に組み込む） ・歩道の分岐点、一里塚的な地点など

（ⅱ）ユニバーサルデザイン計画の対象地域における配置計画

自然公園等のユニバーサルデザイン計画の対象地域内（すべての人が利用できる区域）において、ユニバーサルデザイン情報として、施設や園路等の障害者対応情報、整備水準を表示する案内標識、注意標識を、駐車場、公衆便所、情報提供施設（ビジターセンター、インフォメーションセンター等）及び、各施設へのアクセスルート等に配置する。

なお、詳細については、「Ⅱ－３共通標識（サイン施設）におけるユニバーサルデザインの配慮事項」を参照するものとする。

（iii）公共標識の設置イメージ

①記名標識（入口標識）の配置イメージ



図 13　記名標識の配置イメージ

・国立公園の境界線から国立公園らしい雰囲気となる入口にあっては、境界線付近に公園名碑標識（デザイン型）を設置する。

・境界線付近が市街地で国立公園らしい雰囲気がなく、少し奥に国立公園らしい雰囲気がある入口にあっては、境界線部分には入口標識（路側式型）を、奥には公園名碑標識（デザイン型）を設置する。

・境界線付近が市街地で国立公園らしい雰囲気がなく、奥の「入口」と呼べる範囲が人工林や里地里山の景観になっている場所にあっては、境界線部分には入口標識（路側式型）を、奥に、入口標識（オーバーハング式型）を設置する。ただし、巾員が道路構造令による第三種四級以下の道路では入口標識（オーバーハング式型）は設置せず、境界線に入口標識（路側式型）を設置する。

・入口と呼べる範囲に、展望所などが存在する場合は、境界線部分は上記の入口標識を設置し、展望所には、資源名標識（デザイン型）とともに総合案内標識併設を考慮する。

②案内標識（誘導標識・案内図標識・総合案内標識）・注意標識の配置イメージ

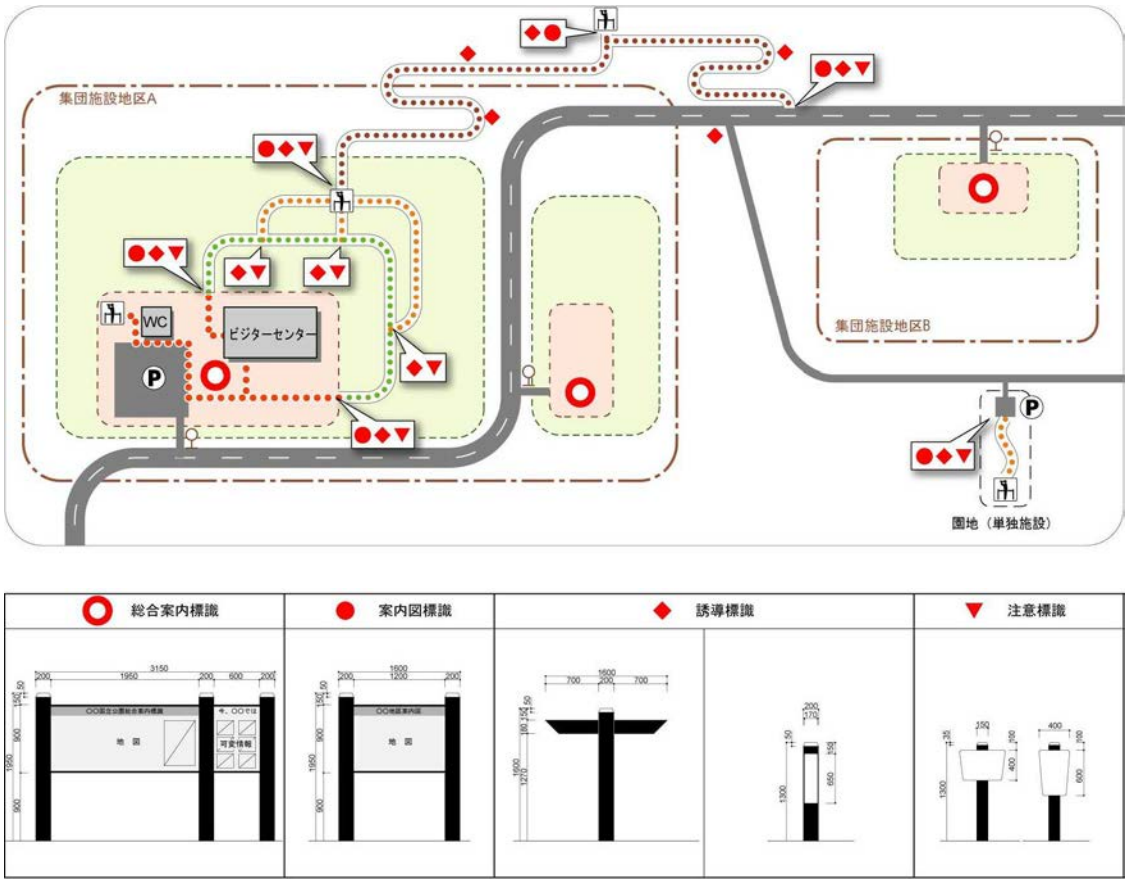


図 14　案内標識・注意標識の配置イメージ

・誘導標識は、園路の分岐点や中間点に配置する。
・案内図標識は、行動起点、特定のエリアの入口および経路の分岐点、中間点に配置する。また総合案内標識に並列して配置することでより具体的な情報を伝達することも考慮する。
・総合案内標識は、「すべての人が利用できる区域」内の行動起点および情報拠点に配置する。
・注意標識は、行動起点、および移動中の利用者への注意喚起等のため、必要に応じて適宜配置する。

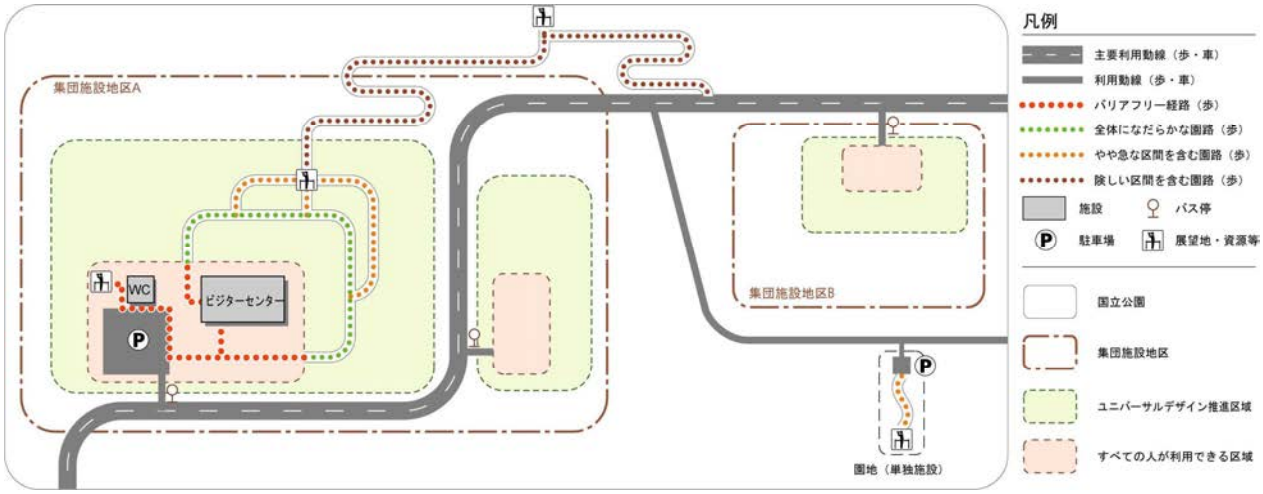


図15　ユニバーサルデザイン計画の対象地域イメージ(参考)

③長距離自然歩道における配置イメージ

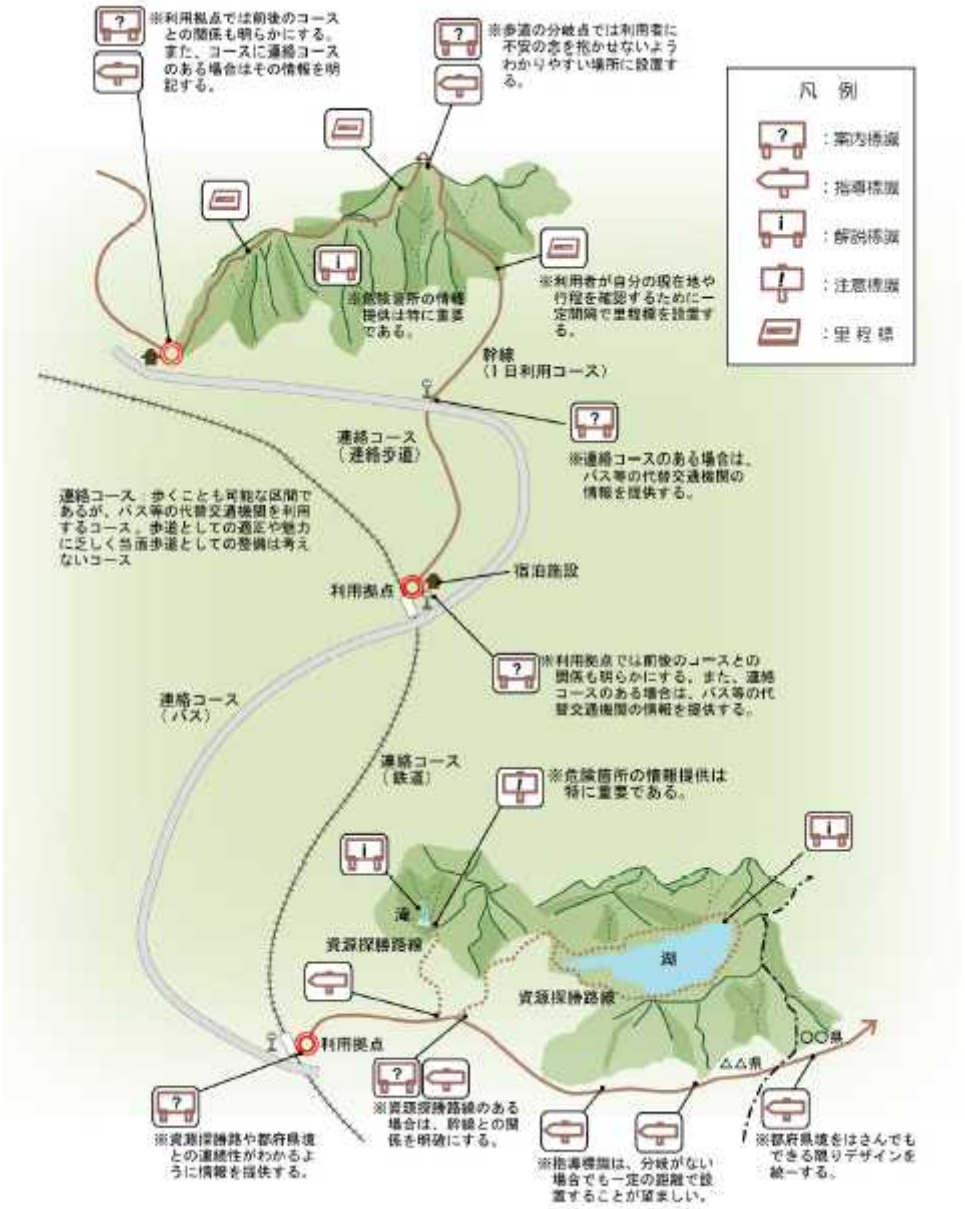


図 16　長距離自然歩道における配置イメージ

・長距離自然歩道における公共標識は、担う役割が大きく、適確に配置することで利用者を的確に目的地や興味資源に誘導したり、危険箇所を知らせて利用者の安全確保をするほか、長距離のため、路線コース全体をイメージしながら、現在地を確認しつつ利用できるような情報提供をする必要がある。
・周辺の景観との調和に配慮するとともに、画一的に歩道に並行に設置するのではなく歩く人が見やすい位置に設置する。
・主要な景観を背景としてその添景となるよう効果的な配置とする。

Ⅱ－２－３　標識表示の基本事項

（ｉ）公共標識の標準表示内容

公共標識に使用する表記文字の種類（日本語及び外国語等）は、標識の種類や記載事項に応じて、主な地名の表記は日本語及びローマ字、凡例や説明部分などに関しては日本語と英語を併記することを基本に、各自然公園等の利用特性に応じて他言語（中国語、韓国語等）を加えることとする。

また、視覚障害者への情報提供のため点字表記、触知図を加える他、必要に応じて音声案内装置等の設置、施設情報や注意標識へのピクトグラムの利用や、難読漢字等へのふりがなの添付などの配慮や工夫を適宜する必要がある。

公共標識のタイプ別の主な表示内容は次の通りである。

表３　公共標識の標準表示内容

種　類		主な表示事項	表記文字の種類（原則）
記名標識	入口標識	公園名（団地名を含む）	日本語及びローマ字
	公園名碑標識	公園名（団地名を含む）	日本語及びローマ字
	資源名標識	地名、施設及び景観資源の名称、必要に応じて標高数値等の自然情報	日本語及びローマ字 （点字表記）
案内標識	誘導標識	地名、施設及び景観資源等の名称、方向、距離、必要に応じて所要時間 勾配、路面状態、段差の有無など通行の難易度	日本語及びローマ字 （点字表記） ピクトグラム
	案内図標識	（地図を表示する標識） 主な地名、施設及び景観資源等の位置、名称、現在地、スケール、方位、必要に応じて距離・所要時間 障害者対応施設の位置 車いすで通行できる経路の明記	表題部分：日本語及びローマ字 地図部分：日本語及びローマ字 凡例部分：日・英（中・韓） ピクトグラム 点字表記の触知図を併設
	総合案内標識	（地図、解説文、画像等を表示する標識） 地図部分には主な地名、施設及び景観資源等の位置、名称、現在地、スケール、方位、必要に応じて距離・所要時間 障害者対応施設の位置 車いすで通行できる経路の明記 その他の部分には、図、写真及び地域の状況や自然の案内等の説明文	表題部分：日本語及びローマ字 地図部分：日本語及びローマ字 凡例部分：日・英（中・韓） 説明部分：日・英（中・韓） ピクトグラム 点字表記の触知図を併設 （音声案内装置）
解説標識		解説対象の図及び写真、説明文	日・英（中・韓） 点字表記 （触知図、音声案内装置）
注意標識		注意・警戒、禁止、フィールドマナー 難易度の変化点では、注意標識とともに、勾配、路面状態、段差の有無など通行の難易度を明記	４カ国語表示 点字表記 ピクトグラム
掲示板		（案内、解説、注意等の総括情報）	日・英（中・韓）*
境界標識		公園及び地区・地域区分等の名称	日本語
里程標及び路傍サイン		路線名称、目的地及び距離	日本語

*掲示板では手書きされた情報なども掲示できるため、利用者数の多くない外国語の情報提供も可能となる

（ⅱ）記名標識（入口標識・公園名碑標識・資源名標識）の標準表示の基本事項

国立公園における表示の標準例を示しており、自然公園等の表示は基本的事項やその他の公共標識に準じるものとする。

（１）標識の色彩

本体色は、「茶褐色または焦げ茶色」とする。

（２）記載内容

表示面には、次の文字を記載する。

① 国立公園名

・ 入口標識、公園名碑標識には国立公園名を記載する。

国立公園名は、和文文字とそのローマ字・英語書き（英文文字）を併記する。ただし、入口標識では、板面サイズ等の関係からローマ字部分が読みにくくなる場合には、英語部分のみとして差し支えない。

例：利尻礼文サロベツ国立公園

中部山岳国立公園

阿蘇くじゅう国立公園

例：Rishiri-Rebun-Sarobetsu National Park 省略型＝ National Park

Chubusangaku National Park 省略型＝ National Park

Aso-Kuju National Park 省略型＝ National Park

② 国立公園指定年

・ 指定年の記載は、公園名碑標識（シンプル型・モニュメント型）のみとし、入口標識には記載しない。

・ 記載方法は、和暦年の漢字の後ろに括弧書きで西暦数値を添える。

例：指定 昭和９年（１９３４）

・ 国立公園指定年は、必要により省略できる。

注：追加指定地域における指定年記載の扱い

・追加指定された地域における「指定年」の表示は次のとおりとする。

（ア）国立公園名のみを掲示する標識では、当初指定年のみとし、追加指定年は記載しない。

（イ）国立公園名に添えて団地名・地名を掲載する場合は、その団地名称地の指定年を表示する。

○ 八幡平地域に設置する入口標識の事例

例 十和田八幡平国立公園 指定 昭和１１年（１９３６）

例 十和田八幡平国立公園 八幡平 指定 昭和３１年（１９５６）

③ 団地名・地名

・団地名・地名の記載は、公園名碑標識（シンプル型・モニュメント型）のみとし、入口標識では記載しない。

・国立公園名以外に団地名・地名を併記する場合は、ローマ字を併記するものとする。

団地名例：八幡平 地名例：沢渡

例：Hachimantai 例 Sawando

④ 設置者名及びロゴマーク

・環境省が設置する公園名碑標識（シンプル型・モニュメント型）には環境省名（日本文字及び英文文字）とロゴマークを記載し、入口標識には記載しない。

・ロゴマークと文字の配列は、環境省のロゴマークの使用基準によるものとする。

例：環境省

例：Ministry of the Environment



図17　環境省ロゴマーク

● 記載文字の省略事例一覧表



図18　記載文字の省略事例

● 文字数の多い事例の表現方法



図19　記載文字数が多い事例の表現方法

（3）　文字のサイズと配列

表示面に記入する文字のサイズは、道路標識設置基準に準じて、次のとおりとする。

① 漢字の大きさ

a　国立公園名及び団地名等の利用者向けの漢字等は、原則として高さ２０ｃｍ以上とする。

b　団地名・地名等のサイズは、a と同じサイズとする。

c　設置者名及び指定年は、a より小さく表示する。

d　環境省名は、c より小さなサイズとする。

② ローマ字の大きさ

大文字は、漢字の１／２とする。（小文字サイズは使用するフォントの基準による）

なお、環境省名の英文字のサイズは、ロゴマークの標記基準によるものとする。

注：　「国立公園○○（地名）」という表記方法は公園名碑標識に限って行ってはならない。

行ってはならない記載例：　国立公園八幡平　国立公園霧島

表示板記載事項の事例



図20　表示板記載事項の事例

③ 配列

国立公園の字数に応じたバランスの良い配列とすること。

（４） 表示板の色彩

標準仕様の表示板の色彩は次のとおりとする。

① 表示板の地色

表示板の製造方法により、使用する素材に若干の相違が生じるが、印刷時に指定する色彩は、「焦茶色（ＤＩＣ３３３）」とする。

② 国立公園であることのイメージを速やかに伝えるためのアイキャッチとして、表示板の天部には緑色の帯をほどこすこと。ただし、管理計画等において広告物への緑色の使用を禁じている場合はこの限りではない。

その印刷指定色は、「暗緑色（ＤＩＣ２１６）」とする。

注：この暗緑色は環境省ロゴマークに使われている色彩である。

注：印刷指定色（DIC）は印刷物の色票であり、鋼材塗装の指定色（(社)日本塗料工業会色票番号）とは異なり近似色となるため、見本色と比較した上で決定すること。



図21　表示板の色彩

③ 標準仕様の指定色番号

入口標識、公園名碑標識、資源名標識の標準仕様と定めた表示板の表示方式は、「高耐久屋外用塩ビシート」張りであり、その色番号は次のとおりである。

表4　標準仕様表示板の指定色

素材名：事例はスコッチカル屋外用マーキングフィルム。この同等品を用いること。		
色の区分	塩ビシート	反射シート（スコッチライト）
地色の焦茶色	ＪＳ－１２３８ＸＬ クローズブラウン	ＢＲ－１００ＸＸ サンパウロブラウン
上部の緑色帯	ＪＳ－１７０８ＸＬ オフサイドグリーン	ＧＲ－９３ＸＬ プローニュグリーン

④ 反射シートと塩ビシートの使い分け

反射シートと塩ビシートの使い分けは次のとおりとする。

表5　反射シートと塩ビシートの使用区分

反射シート	一般標識（道路標識タイプ）の全て及び、走行する自動車のライトが直接的にあたる位置に設けるデザイン標識の表示板
塩ビシート	上記以外の標識の表示板

⑤ 表示板の裏着色

表示板の裏には、表面の地色に使用した塗料を塗布すること。表面が塗料以外の場合にあっては、その素材の色彩に類似の塗料を塗布すること。

（５） 柱の色彩

自然素材を使って自然色で仕上げるモニュメント型を除く各標識の支柱の色彩は、上記指定色に近似の焦茶色を原則とする。ただし、周辺の交通標識とのバランスを考慮した結果、焦茶色が不自然と見られる場合にあっては、亜鉛メッキのどぶ付け色（灰色）でもよい。

（６） 文字の仕様

表示板に使用する文字は次のとおりとする。

① 和文文字（漢字・ひらがな・カタカナ）

角ゴチックとする。

この指針に事例として掲示している画像に使用したフォントは次のものである。

・ ヒラギノ角ゴシック Ｗ６

② 英文文字（アルファベット）

角ゴチックのプロポーショナル（詰め打ち）フォントで印字した文字列を使用する。

注：原則として、全角文字の羅列による表示は行わないものとする。

表6　英文文字の表示例

○	Chubusangaku
×	CHUBSANGAKU

この指針に事例として掲示している画像に使用したフォントは次のものである。

▪ Helvetica Bold

（７） ローマ字の表記方法

ローマ字の表記方法は、次のとおりである。

①使用する５０音表

ローマ字はヘボン式５０音表に基づいて表記するものとする。

②注記基準（そえがき）

（ア） 「ん」はすべて『ｎ』と書く。ただし、ｍ、ｂ、ｐの前では『m』を用いる。

（イ） 「ｎ」と次に来る「母音字」または「ｙ」とを切り離す必要がある場合には、「ｎ」の次に『－』（ハイフン）を入れる。

（ウ） つまる音は、最初の子音字を重ねて表す。ただし、次に「ｃｈ」が続く場合には、「ｃ」を重ねずに『ｔ』を用いる。

（エ） 長音については、特段の記号は付けない。

注： 入口標識に限っては、道路標識と同じ機能が求められるため、道路系で使われている長音ルールによることとした。

（ⅲ）案内標識（誘導標識・案内図標識・総合案内標識）・注意標識の標準表示の基本事項

（１）標識本体の標準表示の基本事項

①標識の色彩

・本体色は、「茶褐色または焦げ茶色」とする。

・文字が主体となる表示板の色彩は、茶色の下地に白または淡黄色（薄い黄色）の文字を基調とする。地図等が主体となるものは、地図の視認性を考慮して設定する。

②表面と裏面

・総合案内標識、案内図標識、および誘導標識の腕木タイプについては、自然環境の中での標識の視認性を考慮し、利用者に視認される位置に標識が設置される場合には、裏面にも表示を行う。

・その他の標識は、裏面の表示を行わない。

（２）標識の標準表示の記載事項

①言語・文字

・案内標識に使用する言語は、日本語に英語を併記することを基本とする。

・英語以外の外国語は、近年増加している中国と韓国の利用者を考慮し、必要に応じて中国語、ハングルの表記を行う。ただし 4 つの言語で表記することにより視認性が損なわれないよう注意する必要があることから、本検討では、地図の凡例、注意標識の内容については重要な文字情報と位置づけ、英語以外の外国語も表記する。

②書体

・日本語に使用する文字は、線幅がほぼ一定で視認性に優れた「角ゴシック体」を基本とする。

・なお比較的長い文章などの場合には、可読性を考慮して他の書体を用いることも可とする。

・英語・数字の書体は、日本語書体の角ゴシック体との調和を考慮するとともに、視認性に優れた「サンセリフ系書体」を基本とする。

・中国語・ハングルの書体は、角ゴシック体に準じた書体を選択する。

・長い名称など、表記スペースが不足する場合は、横組み表記では長体を、縦組み表記では平体をそれぞれかける。ただし可読性が低下するため、過度の変形は避ける。

＊サンセリフ系書体：欧文書体のうち、文字の末端部にある爪のような装飾（セリフ）がなく、文字に使用する線の太さがほぼ一定である書体

③文字の大きさ

・視距離による文字の大きさの目安は、下表に示すとおりである。

・日本語に併記する英語の文字の大きさは、日本語の文字の 3/4 程度を基本とする。

表7　参考：旅客施設ガイドラインにおける文字サイズの考え方

視距離	和文文字高	英文文字高
10m の場合	4cm 以上	3cm 以上
4～5m の場合	2cm 以上	1.5cm 以上
1～2m の場合	0.9cm 以上	0.7cm 以上

（両眼矯正視力 0.5 を想定）

■日本語 角ゴシック体の例：ヒラギノ角ゴPro W6

（正体）
雲仙天草国立公園

（長体 90%）
雲仙天草国立公園

（長体 75%）
雲仙天草国立公園

自然探勝路（正体）

自然探勝路（平体 90%）

自然探勝路（平体 75%）

■英語 サンセリフ系書体の例：フルティガー

Frutiger 55 Roman
ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ
abcdefghijklmnopqrstuvwxyz 0123456789
Unzen-Amakusa National Park

Frutiger 57 Condenced
ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ
abcdefghijklmnopqrstuvwxyz 0123456789
Unzen-Amakusa National Park

■文字の大きさ（文字高）





図 22　文字の表記例

④ピクトグラム

（ア）ピクトグラムとは

・ピクトグラムは、抽象化・単純化された絵を用いて多くの人に共通の事象を示す視覚伝達手段であり、情報伝達の国際化およびユニバーサルデザインの観点から、積極的な活用を図る。

（イ）自然公園の公共標識で使用するピクトグラム

・一般的な事項を表すピクトグラムは、「JIS Z 8210 案内用図記号」から選定し、自然公園に特有の事項を表すピクトグラムを、使用状況等を勘案して適宜加える。

・また次の事項は標準案内用図記号に含まれないが、必要性が高く意味内容が広く認知されていることから、ピクトグラムとして導入を図る。

○　「オストメイト」「AED」など、利用者の利便性や安全に関わるもの

○　「国道」「都県道」「踏切」など、道路標識令により位置づけられるもの

○　「身障者用トイレ」など複数のピクトグラムを組み合わせたもの

（ウ）大きさ

・ピクトグラムの大きさは基準枠（下図 A）の大きさで表すが、外形の正方形、円形、三角形の形状が視覚的に同じ大きさに見えるよう考慮する。

・JIS Z 8210 に規定されたピクトグラムは、視距離 1m で表示する場合の最小寸法を 35mm 角とする条件で設計されている。自然公園の公共標識で使用するピクトグラムは、JIS によらないものも含め、この条件に従って使用する。（視距離 0.5m を想定して表示する場合の最小寸法は 17.5mm 角となる）

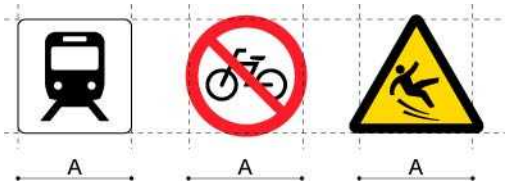


図 23　ピクトグラムの大きさ例

（エ）文字の併記

・地図上に表示する場合は凡例を設け、ピクトグラムの意味内容を 4 言語で表示する。

・誘導標識に表示する場合は、ピクトグラムの意味内容を日本語と英語で表示する。

・注意標識に表示する場合は、ピクトグラムの意味内容を 4 言語で表示する。

・利便性に係る施設など認知度が高いと考えられるピクトグラムは、施設名称の文字表記を省略しても良い。

・ピクトグラムに文字を併記する場合は、日本語文字高を 1 とした場合、英語文字高を 3/4、ピクトグラムの外形枠を 9/4 の比率で表示することを原則とする。



図 24　ピクトグラムの文字併記例

（オ）色彩

・JIS Z 8210 に色彩が規定されたピクトグラムは、色彩を変更せずに用いる（下表参照）。

・ピクトグラムを案内図上に表示する場合は、視認性を考慮して黒地に白図のネガ表現を原則とする。背景の明度が低い場合は、ピクトグラムを白の枠線で囲み視認性を高める。

・モノクロのピクトグラムを誘導標識に表示する場合は、白地に黒図のポジ表現を原則とする。

・案内図上で用いる案内所、情報コーナー、お手洗など利用者の利便性に係るピクトグラムは、一般施設との区別を明確にするとともに、視認性を高めるため、青地に白図のネガ表現とする。

表８　ピクトグラムの色彩例

種類	安全（防火・危険）	禁　止	注　意	指　示
基本形状				
色	正方形の内部を赤で塗りつぶす	縁および内部の斜線部分は赤とし、その他は白とする	三角の枠部分は黒とし内部は黄とする	円の内部を青で塗りつぶす
マンセル値	赤：7.5R 4 / 15		黄：2.5Y 8 / 14	青：2.5PB 3.5 / 10
参考：CMYK 値	赤：0 / 100 / 100 / 0		黄：0 / 20 / 90 / 0	青：100 / 60 / 10 / 0

※　表中の色は印刷により実際の色とは異なるため、色見本等による確認が必要である。

※　マンセル値：色彩を色相・明度・彩度の３属性により定量的に表す国際的な尺度。ここでは、JIS Z 9101（安全色および安全標識）に規定された値を示す。

※　CMYK 値：一般的な印刷に用いられる４色のインク（C：シアン、M：マゼンタ、Y：イエロー、K：ブラック）のかけあわせにより色を再現する方法で、「プロセスカラー」ともいう。ここではマンセル値の近似色として、「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」に示された値を示す。



図 25　ピクトグラムの視認性配慮例

（カ）文字、ピクトグラムの表示方法

・案内図上で用いる文字やピクトグラムは、高齢者や弱視者にも判読しやすいよう、できるだけ大きく表示する。ただし地図の範囲に施設類が集中した場合や、地図の縮尺が小さいなどの場合は、文字やピクトグラムによって地図情報が隠れてしまうことがあるため、下に示す文字・ピクトグラムの大きさを参考にし、最低限必要な大きさに配慮する。

・一度に認識できる情報量には限度があるため、場合によって情報量を減らすことも考慮する。

表 9　参考：地図上に表示する文字・ピクトグラムの大きさ例

視距離	和文文字高	英文文字高
30m の場合	120mm 以上	90mm 以上
20m の場合	80mm 以上	60mm 以上
10m の場合	40mm 以上	30mm 以上
4～5m の場合	20mm 以上	15mm 以上
1～2m の場合	9mm 以上	7mm 以上

	ピクトグラム	和　文	英　文
凡例部表示	24.0mm	10.5mm	8.0mm
特大サイズ	—	18.0mm	14.0mm
大サイズ	21.0mm	9.0mm	7.0mm
中サイズ	16.5mm	7.0mm	5.5mm
小サイズ	12.0mm	5.0mm	4.0mm

※　視距離 50cm を想定

※　案内所、情報コーナー、都道府県庁、市町村役場、博物館など、移動の目的地となる主要な施設の表示には、大サイズを用いる

（キ）ピクトグラムの組み合わせ

・施設の複合的な機能を表す際には、ピクトグラムを組み合わせることができる。

・ピクトグラムを組み合わせる場合は、下表の比率を原則とする。



図 26　ピクトグラムの組合せ例

（ク）凡例における表示方法

・地図上に表示されたピクトグラム等の記号について、凡例で説明する。

・凡例は 4 言語表示を基本とする。

単位：mm



図 27　凡例の表示例

（ケ）公共標識のピクトグラム

同一地域の既設標識のピクトグラムと差異がないよう事前に確認を行い、異なる場合には文字併記を必ず行う等の配慮をした上で使用する必要がある。

1. 施設表示等		
1		自然探勝路、園路、歩道 Nature trail / Footpath
2		登山道 Trail / Hiking trail
3		避難小屋 Shelter hut
4		山小屋 Mountain lodge
5		ビジターセンター Visitor center, Nature center
6		自然保護官事務所 Ranger station / Ranger post
7		ホテル / 宿泊施設 Hotel / Accommodation
8		休憩所 Rest area / Rest house
9		展望地 / 景勝地 View point
10		キャンプ場 Campsite
11		スキー場 Ski ground
12		駐車場 Parking
13		ガソリンスタンド Gasoline station
14		バス / バスのりば Bus / Bus stop
15		遊覧船 Pleasure boat
16		鉄道 / 鉄道駅 Railway / Railway station
17		ロープウェイ Cable car
18		救護所 First aid
19		温泉 Hot spring
20		お手洗 Toilets
21		案内所 Question & answer
22		情報コーナー Information
23		タクシー / タクシー乗り場 Taxi / Taxi station
24		警察 Police
25		電話 Telephone
26		病院 Hospital
27		銀行 Bank
28		郵便局 Post office
29		歴史的建造物 Historical monument
30		博物館 / 美術館 Museum

2. 禁止・規制、警告、指示、マナー等		
31		キャンプ禁止 No camping
32		駐車禁止 No parking
33		自転車乗入禁止 No bicycles
34		立入禁止 No admittance
35		遊泳禁止 No swimming
36		飲めない Not drinking water
37		捨てるな Do not throw rubbish

38		悪路のため足下注意 Rough terrain! Watch your step
39		落石危険・頭上注意 Danger of falling rocks!
40		危険・火山性有毒ガス注意 Toxic volcanic gas! 雨天時注意・土石流危険渓流 Danger of landslide when raining　等
41		危険・ヒグマ出没中注意 Warning! Bear habitat
42		落枝注意 Caution, falling twigs
43		スノーモービル等乗り入れ規制区域 Snowmobiles prohibited area
44		自動車バイク等乗り入れ規制区域 All motor vehicles prohibited area
45		モーターボート等乗り入れ規制区域 Motorboats prohibited area
46		花を採らないでください / 採らない Do not pick wildflowers or damage plants
47		動物を獲らないでください / 獲らない No hunting or fishing / All wildlife is protected from hunting or harassment
48		野生動物に餌を与えないでください / 与えない Do not feed any wild animals / Do not feed and handle wildlife
49		自然を大切に / 自然を大切にしよう Care for nature　等
50		歩行中禁煙 / 吸わない No smoking while walking
51		焚火禁止 / 炊かない No lighting fires / Fires are not parmitted
52		ペットの持ち込みはご遠慮ください No pets / No pets allowed
53		爆竹などの花火類禁止 No fireworks / Fireworks including firecrackers are prohibited
54		静かに Quiet please
55		矢印 Directional arrow

3. ユニバーサルデザイン		
56		身障者用設備 Accessible facility
57		車椅子スロープ Accessible slope
58		階段 Stairs
59		乳幼児用設備 Nursery
60		オストメイト対応設備 Ostomate
61	a  b 	勾配 5%以下 Slope 5% maximum
62	a  b 	勾配 8%以下 Slope 8% maximum
63	a  b 	勾配 8%以上を含む Includes slope over 8%

4. 安全		
64		消火器 Fire extinguisher
65		非常電話 Emergency telephone
66		非常ボタン Emergency call button
67		自動体外式除細動器 AED

図 28　ピクトグラム例

⑤園路の整備水準の表示

自然公園等における利用施設のユニバーサルデザイン化を推進するためには、移動や施設の利便性に関わる情報をすべての利用者に提供することが求められる。

しかしながらすべての利用者の利便性を一様に確保することは事実上不可能であるが、一方で、十分な利便性・安全性を確保し、利用者の行動を積極的に支援することが求められる。

このような考えに立ち、自然公園等の園路の整備水準に応じたシンボルを設定し、地図や誘導表示において、利便性に関わる情報をできるだけ表示する。

（ア）園路の整備水準

・園路を利用形態により「主要施設へのアクセスのための園路」「自然とのふれあいの場となる園路」の２つに分類する。

・主要施設へのアクセスのための園路は、「都市公園の移動円滑化整備ガイドライン」等に示されたバリアフリー経路と同等の水準であるため、整備水準を示すシンボルマークとして、JIS Z 8210 による「車椅子スロープ」を採用し、必要な位置に表示する。



図 29　シンボルマーク・車椅子スロープ例

・自然とのふれあいの場となる園路は、さらに「全体になだらか」「やや急な区間を含む」「険しい区間を含む」の 3 段階に区分し、園路の縦断勾配を示す傾きと利用者を表す表情を組み合わせたオリジナルシンボルマークを設定し、必要な位置に表示する。



図 30　オリジナルシンボルマーク例

使用方法：

・設定した色彩は、案内図等に経路を示す際の点線の色彩と共通させる。

・また場合によっては白・黒のモノクロ表現とすることができる。

・視認性を高めるため、マークの地と図の色を入れ替えて使うことができる。

・誘導標識などにおいて進行方向が不自然にならないよう、マークの左右を反転させて使うことができる。

色彩：

・緑：できる限りすべての人が利用できる園路..... 60 / 0 / 100 / 0

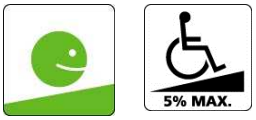
・橙：できるだけ多くの人が利用できる園路..... 3 / 40 / 95 / 0

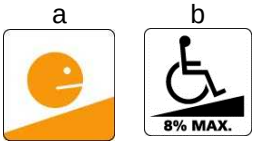
・茶：利用が困難な人もいる園路..... 40 / 70 / 80 / 0

数字は CMYK 値

表 10　園路の整備水準とシンボルマーク例

<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">区分 1</th><th rowspan="2">区分 2</th><th rowspan="2">区分 3</th><th colspan="3">整備水準</th><th rowspan="2">シンボルマーク</th></tr>
<tr><th>幅　員
（最小）</th><th>縦断勾配
（最大）</th><th>横断勾配
（最大）</th></tr>
<tr><td rowspan="5">自然公園における歩道</td><td rowspan="4">園路
集団施設地区や園地、野営場等の限られた区域内を回遊し、さまざまな利用施設を結ぶ連絡路</td><td>主要施設へのアクセスのための園路</td><td>すべての利用者が円滑に移動できる園路</td><td>180cm
通路の末端付近及び当該園路の 50m 以内ごとに 180×180cm の場所を確保すれば 120cm</td><td rowspan="2">5%
短い一部の区間では 8%</td><td rowspan="2">1%
排水等のためやむを得ない場合は 2%</td><td>—</td></tr>
<tr><td rowspan="3">自然とのふれあいの場となる園路</td><td>できる限りすべての人が利用できる園路

全体になだらか</td><td>120cm</td><td>a b

勾配 5%以下
Slope 5% maximum</td></tr>
<tr><td>できるだけ多くの人が利用できる園路

やや急な区間を含む</td><td>90cm</td><td>8%
短い一部の区間では 12%</td><td>5%</td><td>a b

勾配 8%以下
Slope 8% maximum</td></tr>
<tr><td>利用が困難な人もいる園路

険しい区間を含む</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>a b

勾配 8%以上を含む
Includes slope over 8%</td></tr>
<tr><td colspan="3">探勝路</td><td colspan="3">—</td><td>
自然探勝路 / Natural trail</td></tr>
<tr><td colspan="3">登山道</td><td colspan="3">—</td><td>
登山道 / Trail, Hiking trail</td></tr>
</table>

⑥地図

（ア）地図の種類

・総合案内標識と案内図標識において地図を掲載する。地図の種類およびそれぞれの目的等については、次の通りとする。

表 11　地図の種類と表示基準

標識の種類	総合案内標識		案内図標識	
地図の種類	主地図	副地図	主地図	副地図
目　的	利用者の現在地、および周辺の施設・資源等との位置関係を把握する。	主地図に示された範囲の広域における位置関係を大まかに把握する。	利用者の現在地、および周辺の施設・資源等との位置関係を把握し、行動の手がかりとする。	主地図に示された範囲の広域における位置関係を大まかに把握する。
表示範囲	集団施設地区の全体、または利用者が比較的容易に移動できる程度の範囲を表示する。	国立公園の全体、または団地等まとまりのある一定の範囲を表示する。	利用者が比較的容易に移動できる程度の範囲を表示する。	集団施設地区の全体、または主地図を含む広域の範囲を表示する。
縮　尺	表示寸法（h650×w1400㎜）内に必要な表示範囲を配置した結果として決定する。	表示寸法（h320×w490㎜）内に必要な表示範囲を配置した結果として決定する。	表示寸法（h775×w880㎜）内に必要な表示範囲を配置した結果として決定する。	表示寸法（h260×w260㎜）内に必要な表示範囲を配置した結果として決定する。
表示方向	設置位置における利用者の前方を上として表示する。	原則として北を上として表示する。	設置位置における利用者の前方を上として表示する。	

（イ）表示内容

・下表の事項を原則とし、利用者にとって必要と思われる情報を、地図上の視認性や利用者の理解のしやすさに配慮した上で、適宜選択して表示する。

表 12　地図の表示内容

地図の種類	主地図	副地図
(1) 地勢等	陸地および水面（山、川、湾、島、半島、湖、池、堀など）	
(2) 地名等	都道府県、市町村等の行政界と名称など	
(3) 等高線	等高線（特徴的な地形がある場合などに、他の表示内容を妨げない範囲で表現する）	
(4) 道路等	国道、都道府県道、市町村道、自動車専用道など	
(5) 交通機関等	鉄道路線・駅、バス路線・バス停、船舶航路、空港、ロープウェイなど	
(6) 公共施設	都道府県庁、市町村役場、郵便局、警察、病院など	都道府県庁、市町村役場など
(7) 利用施設等	情報施設、便益施設（ビジターセンター、案内所、お手洗、駐車場、休憩所、避難小屋　など） その他の施設（広場、園地、園路、自然探勝路、登山道、宿泊施設、キャンプ場、展望施設、博物館　など）	ビジターセンター、主要な園地
(8) 自然資源等	動植物、地形・地質、湿原、瀑布、潮流、雪渓、湧水・水場　など	とくに著名なもの

(1)～(5)までの事項はベースマップ（文字等による説明のない地形図）として表示するもので、線や面により表現する。

(6)～(7)までの項目はベースマップ上に目的に応じて表示するもので、面、線、文字、記号（ピクトグラム）等により表現する。

（ウ）**現在地**

・現在地表示は最も視認性の重要度が高いため、誘目性の高い赤色で表示することを原則とする。

・さらに視認性を高めるため、表示の周囲に白線の縁取りを行うことを原則とする。

単位：mm



※　現在地表示の色を赤にしている例が多いが、一般的に最も彩度の高い赤（0 / 100 / 100 / 0）は、視覚障害者にとって黒文字や黒線と区別しにくいために目立って見えないことがある。このためオレンジ寄りの赤（0 / 75 / 95 / 0）を用いる。

図 31　現在地の表示例

（エ）メッシュ・スケールバー・方位

・主地図の地図上に、現在地を始点として 100m単位程度（副地図は数 km 単位程度）で縦横のメッシュを表示する。地図の見やすさを考慮して、線の色は黒を基本とし、幅はできるだけ細くするが、現在地で交差する線をやや太く表示することで、現在地の誘目性を高める。

・地図の下端または上端に、一定幅の色のラインを配置して、スケールバーとする。ラインの色は現在地表示と同色を基本とし、幅は 10～15mm 程度とする。距離の表示は現在地点をゼロとし、メッシュと対応した位置に表示する。

・地図の邪魔にならず視認しやすい位置に、方位の表示を行う。使用するマークの形は任意とするが、できるだけシンプルな形状のモノクロ表示を原則とする。また背景の明度が低く識別しにくい場合は、マークの周囲に細い白線を付加するなど、視認性を高める措置を講じる。

単位：mm

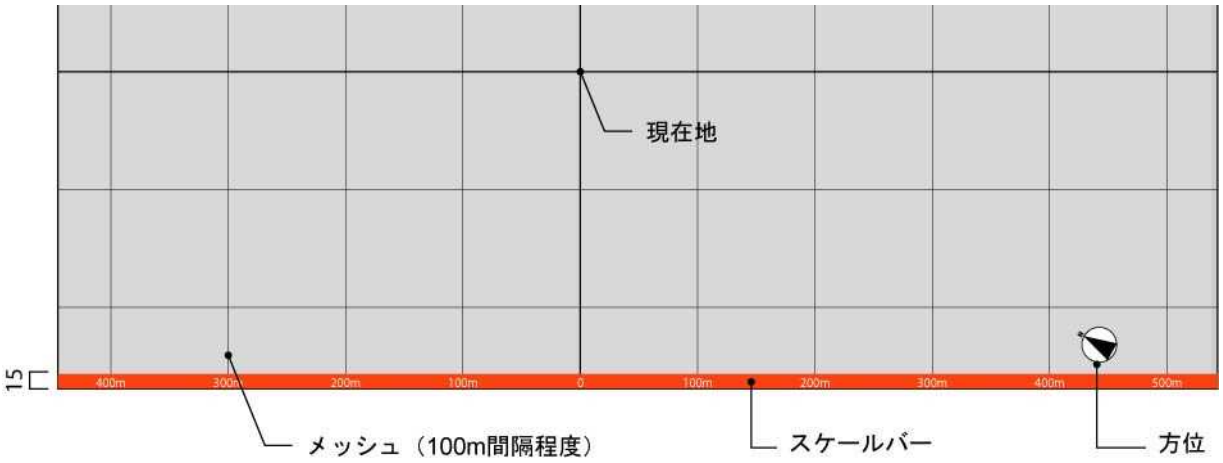


図 32　メッシュ・スケールバー・方位の表示例

（オ）色彩

・地図に用いる色は、色数が増えると煩雑になるため、多くの色を用いないことが望ましい。

・色どうしの明るさのコントラスト（対比）を十分大きくすること等により、高齢者や弱視者などにもできる限り識別しやすいよう工夫することが望ましい。類似の色がどうしても隣り合う場合は、色面の境界に白または黒の縁どりを行うなどの措置を講じる。

・文字やピクトグラムは基本的に黒と考えられるため、これらの背景に明度の低い（暗い）色が配置されないようレイアウトを工夫する。どうしても重なり合う場合は、文字やピクトグラムに白の縁どりを行うなどの措置を講じる。

⑦管理者表示

・表示された情報について、利用者に対し責任の所在を明らかにするため、管理者および情報が作られた時点（設置年月）の表示を行う。

・総合案内標識には、国立公園の名称や既定のシンボルマーク等を、管理者表示との位置関係をそろえて表示する。

・誘導標識、注意標識は、表示内容が頻繁に更新されないこと、表示スペースを最大限活用することなどから、時点を含まないコンパクトな表示とする。

・環境省ロゴマークの使用に当たっては、「環境省ロゴマーク使用規定」（広報委員会決定 H13.2.26）を遵守する。

単位：mm

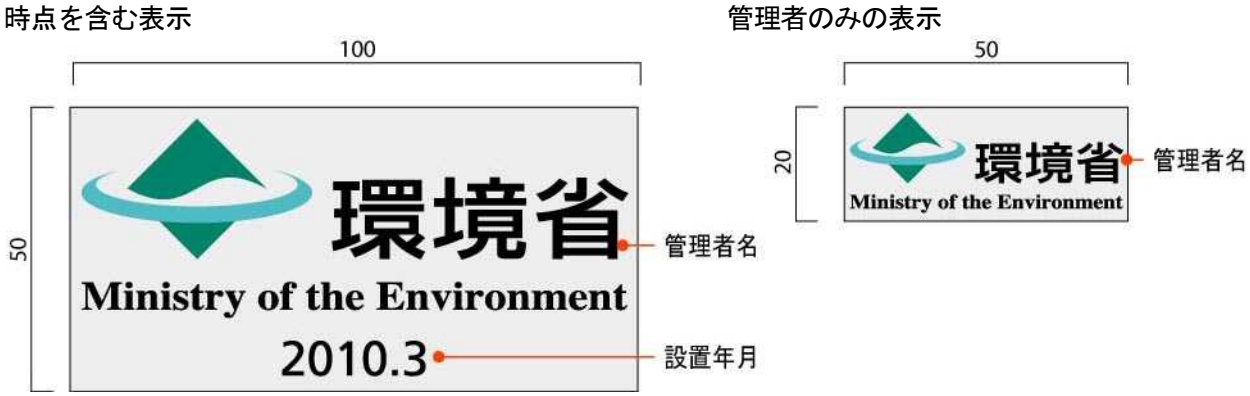
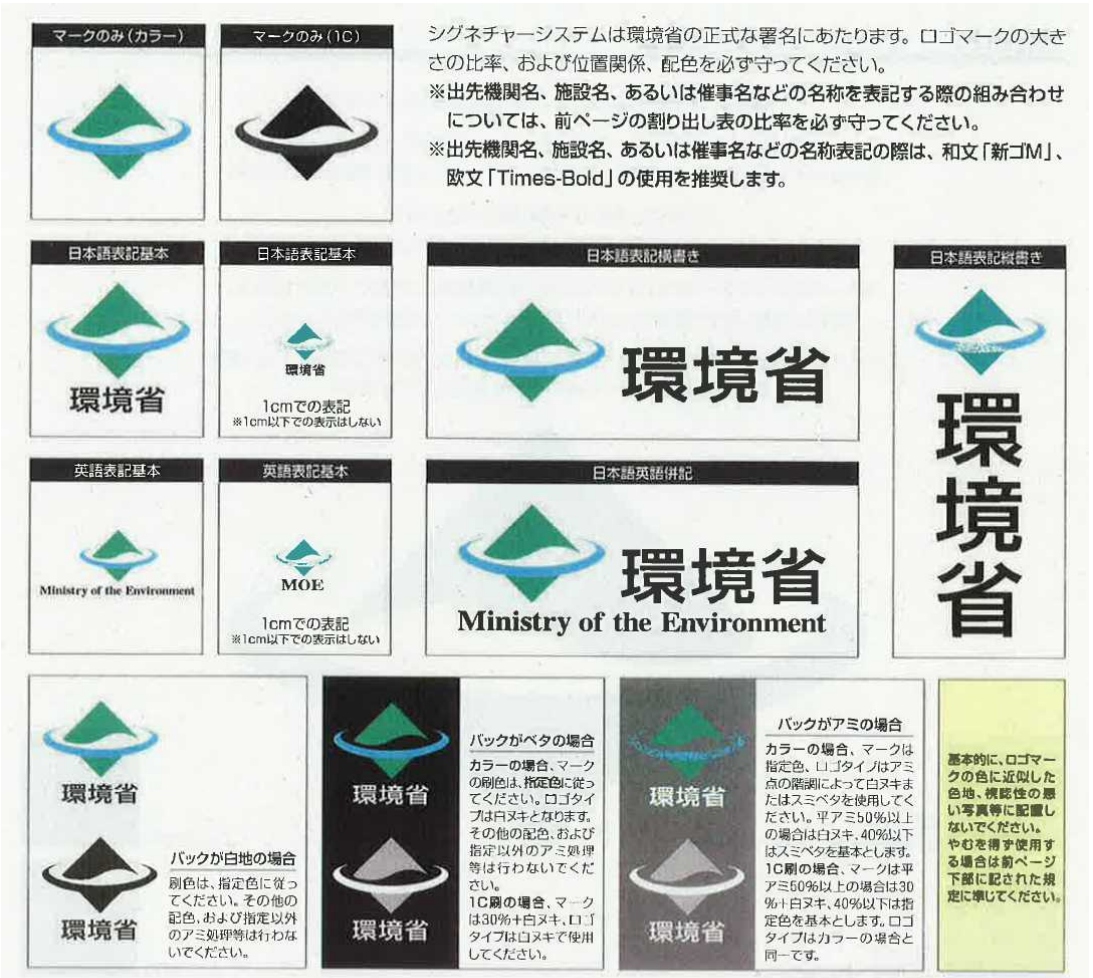


図 33　管理者表示例

■参考：環境省ロゴマークのコンセプト及び仕様等



図 34　環境省ロゴマークのコンセプト及び仕様等



シグネチャーシステムは環境省の正式な署名にあたります。ロゴマークの大きさの比率、および位置関係、配色を必ず守ってください。

※出先機関名、施設名、あるいは催事名などの名称を表記する際の組み合わせについては、前ページの割り出し表の比率を必ず守ってください。

※出先機関名、施設名、あるいは催事名などの名称表記の際は、和文「新ゴM」、欧文「Times-Bold」の使用を推奨します。

使用禁止例

シグネチャーシステムの使用にあたり、以下のような表現、配置を行わないでください。



指定色以外の色で表示しないこと。

視認性の悪くなるような図形、デザインを、近くまたは下に配置しないこと。

ロゴマークを変形して使用しないこと。

色地に配置する際、必ず中央部分を色地と同一にすること。（白く残してはならない）

バックがベタ、もしくはロゴマークと同系色の場合、白フチ等の処理をしないこと。

マークとロゴタイプの間隔を変えないこと。

マークとロゴタイプを重ねて表示しないこと。

マークとロゴタイプの大きさの比率を変えないこと。

ロゴマークを並べて使用しないこと。

不適正な組み合わせをしないこと。

（ⅳ）解説版標識・掲示板・境界標識の表示の基本事項

解説版標識・掲示板・境界標識の表示は、前項「（ⅱ）案内標識（誘導標識・案内図標識・総合案内標識）・注意標識の表示の基本事項」に準じる。

（ⅴ）長距離自然歩道の公共標識（里程標及び路傍サインを含む）の表示の基本事項

長距離自然歩道の公共標識（里程標及び路傍サインを含む）の表示は、前項「Ⅱ-2-1（ⅷ）長距離自然歩道の公共標識の整備例」に準じる。

Ⅱ－３　公共標識（サイン施設）におけるユニバーサルデザインの配慮事項

公共標識（サイン施設）は、位置情報や案内情報の他、自然解説や安全に関わる情報等を伝達し、国立公園における利用の利便性や安全性の他、自然とのふれあいの質を高めるために重要な施設であることから、多様な利用者の特性に配慮した誰にでもわかりやすい施設を適切に整備することが重要である。

なお、標識自体が景観要素の一つとなり、地域のイメージの形成や展望地等における修景機能を果たすこともあるので、設置には十分な景観的配慮が必要である。

（1）誰もが利用しやすく、わかりやすい表示
（2）表記する情報の内容
（3）利用しやすさに配慮した配置と構造
（4）パンフレット類との併用やガイド等の案内による補完

（A）誰もが利用しやすく、わかりやすい表示

①公共標識の種類と設置場所

公共標識（サイン施設）は、利用における利便性や安全性の他、自然とのふれあいの質を高めるために重要な情報伝達施設であり、自然公園等における公共標識の種類は表 1、標識の設置場所は表 2のように整理されている。

表 1　標識の種類と主な機能

種　類		主な機能	具体例
記名標識	入口標識	・公園区域の明示、公園の周知	入口標識
	公園名碑標識	・自然公園であることの認識の高揚 ・自然公園のシンボル、ランドマーク	指定記念碑 公園名板等
	資源名標識	・施設、景観資源、地名の認知（確認や識別）	施設名板、景観資源名板、 地名板等
案内標識	誘導標識	・目的事物への誘導	指導標、里程標、誘導標等
	案内図標識	・オリエンテーション（全体像の把握及び自己の存在位置の確認）	総合案内板、地図案内板等
	総合案内標識	・各種利用情報の提供	
解説標識		・自然教育 ・自然解説や自然情報の提供	解説板、方向指示板、 植物ラベル等
注意標識		・事故防止 ・自然環境の保護 ・公序良俗の維持 ・利用規制の認知	制札、注意標識、規制標識、 警戒標識等
掲示板		・行事予定等の広報、ポスター掲示	掲示板、告知板等
境界標識		・公園区域や管理地の明示	境界標、境界杭等

表 2　各種標識の主な設置場所

種　類		主な設置場所
記名標識	入口標識	・公園区域の境界付近の自動車道路に沿った地点など
	公園名碑標識	・一般的な景観から核心地景観に転換する地点（バッファとコアの転換点）など ・その公園を代表する風景地の入口など
	資源名標識	・景観資源を望見する地点、記念撮影の点景となりうる地点など
案内標識	誘導標識	・歩行を開始する地点（鉄道やバスの駅前、駐車場）など（ただし、案内図標識または総合案内標識が設置される場合はその標識に組み込む） ・歩道の分岐点、長い一本道の中間地点など ・歩道沿いで風景が劇的に変化する地点など
	案内図標識	・歩行を開始する地点（駅前、駐車場）など ・選択できる複数の路線がある（網の目状）遊歩道の中間点や分岐点など
	総合案内標識	・情報量の多い遊歩道の入口地点、中間地点など（案内図標識とは並立させない）（周囲に他の標識を乱立させないようにそれら標識の機能を統合する） ・鉄道やバスの駅前、駐車場など
解説標識		・興味深い風致景観、自然現象及び動植物が展望できる地点など ・自然教育の題材となる風致景観、自然現象及び動植物がある地点など
注意標識		・歩行を開始する地点など（ただし,案内図標識または総合案内標識が設置される場合はその標識に組み込む） ・立入りを規制する自然環境がある地点 ・利用上危険となる可能性がある地点 ・利用規制の認知のために必要な地点
掲示板		・鉄道やバスの駅前、駐車場など ・自然学習歩道の入口及び展望休憩地点、情報量の多い遊歩道の入口など（ただし、その他の標識を一括して取り込む）
境界標識		・公園区域や管理地の明示のために必要な地点

②表記文字の原則

主な地名の表記は日本語及びローマ字、凡例や説明部分などに関しては日本語と英語を併記することを基本に、各公園の利用特性に応じて他言語（中国語、韓国語等）を加えることを原則とする。

また、視覚障害者への情報提供のため点字表記、触知図を加える他、必要に応じて音声案内装置等の設置も検討する。

さらに、施設情報や注意標識へのピクトグラムの利用や、難読漢字等へのふりがなの添付などの工夫を行う。

各種標識における表記の原則は、表 3に示すとおりとする。

表 3　各種標識における表記の原則

種　類		主な記載事項	表記文字の種類（原則）
記名標識	入口標識	公園名（団地名を含む）	日本語及びローマ字
	公園名碑標識	公園名（団地名を含む）	日本語及びローマ字
	資源名標識	地名、施設及び景観資源の名称、必要に応じて標高数値等の自然情報	日本語及びローマ字 （点字表記）
案内標識	誘導標識	地名、施設及び景観資源等の名称、方向、距離、必要に応じて所要時間 勾配、路面状態、段差の有無など通行の難易度	日本語及びローマ字 （点字表記） ピクトグラム
	案内図標識	（地図を表示する標識） 主な地名、施設及び景観資源等の位置、名称、現在地、スケール、方位、必要に応じて距離・所要時間 障害者対応施設の位置 車いすで通行できる経路の明記	表題部分：日本語及びローマ字 地図部分：日本語及びローマ字 凡例部分：日・英（中・韓） ピクトグラム 点字表記の触知図を併設
	総合案内標識	（地図、解説文、画像等を表示する標識） 地図部分には主な地名、施設及び景観資源等の位置、名称、現在地、スケール、方位、必要に応じて距離・所要時間 障害者対応施設の位置 車いすで通行できる経路の明記 その他の部分には、図、写真及び地域の状況や自然の案内等の説明文	表題部分：日本語及びローマ字 地図部分：日本語及びローマ字 凡例部分：日・英（中・韓） 説明部分：日・英（中・韓） ピクトグラム 点字表記の触知図を併設 （音声案内装置）
解説標識		解説対象の図及び写真、説明文	日・英（中・韓） 点字表記 （触知図、音声案内装置）
注意標識		注意・警戒、禁止、フィールドマナー 難易度の変化点では、注意標識とともに、勾配、路面状態、段差の有無など通行の難易度を明記	４カ国語表示 点字表記 ピクトグラム
掲示板		（案内、解説、注意等の総括情報）	日・英（中・韓）*
境界標識		公園及び地区・地域区分等の名称	日本語

*掲示板では手書きされた情報なども掲示できるため、利用者数の多くない外国語の情報提供も可能となる

** 下線　はユニバーサルデザインの観点から加筆した事項

※環境省自然環境局『国際対応標識整備手法検討調査報告書』平成 16 年に加筆



日本語、英語併記のサイン
公園のシンボルマークも入っている
白山国立公園

③読みとりやすい文字の大きさや色彩

表示内容が容易に読み取れるように、文字の大きさや色彩の組み合わせ等への配慮を行う他、設置場所により夜間利用に配慮した照明設備を設けることが望ましい。

文字の大きさや色彩についての配慮事項は、参考１：視認しやすさを考慮した文字の大きさと色彩（p. 48, 49）に示している。

④直感的にわかりやすいピクトグラムの利用

多様な利用者に同じように情報を提供するためには、視覚的イメージで直感的に内容を伝える手法であるピクトグラムを文字表記とともに表示するとわかりやすい。

ピクトグラム使用の原則は、交通エコロジー・モビリティ財団が策定した「標準案内図記号ガイドライン」から該当するものを使用する他、自然公園固有の啓発（フィールドマナー）等に使用する記号が示されている。

この原則に加え、子ども、知的障害者、外国人、視覚障害者等の利用が多い場合など、その利用特性によって、ふりがなや外国語、点字の併記を検討する。

表示するピクトグラムの大きさは、下表を目安に視距離に応じた大きさを選択する。

表 4　ピクトグラムの大きさ設定の目安

視距離	40m	30m	20m	10m	5m	1m
基準枠寸法（mm 角以上）	480	360	240	120	60	35

なお、野鳥観察適地、お花畑などの自然情報や、園路勾配、段差の有無、難易度などの施設情報を含めた国立公園版ピクトグラムを作成し、全国の国立公園共通のわかりやすい情報提供を行うことが望まれる。



国立公園で利用しやすいピクトグラムの例
（JIS Z 8210 で規格化されているもの）



野生動物への餌やり禁止の
ピクトグラム
中部山岳国立公園
上高地集団施設地区

（B）表記する情報の内容

①行動起点に設置する総合案内標識、案内図標識

総合案内標識、案内図標識には、主要な地名、施設（障害者対応施設情報含む）及び景観資源等の位置、園路の特徴や距離、路面状況、勾配などの難易度等を表示する他、危険箇所情報や利用マナー等を表示し、利用者が、能力や興味に応じた利用コースの選択や行程確認ができるようにする。

地図には、現在地をわかりやすく表示し、障害者対応施設を国際シンボルマークで明示する他、車いす使用者や高齢者が利用しやすい園路を色分けで表示する等の工夫を行う。

なお、地図が容易に読み取れるよう、利用者の読み取り方向と地図の方角を一致させることが望ましい。

視覚障害者への情報提供のため、触知図を触れやすい位置、大きさで併設する。

また、設置場所によっては、見どころなどのリアルタイム情報やイベント告知といった一時的な情報提供を行う掲示板やパンフレットボックスを併設することも有効である。

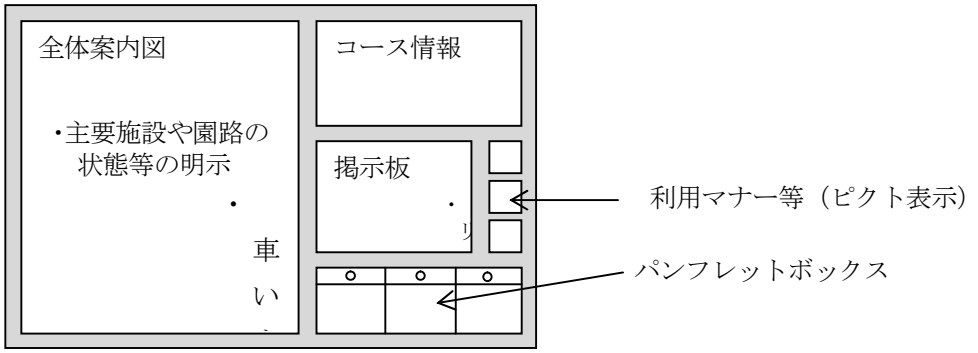


図 37　総合案内標識の表示例

②利用者の円滑な移動を補助する誘導標識

誘導標識は、利用者が地区内を円滑に移動するための標識であり、施設や興味地点の名称と方向に加え、利用者が自己の能力等に応じて利用コースを選択できるよう、距離、路面の状況、勾配、所要時間など通行の難易度に関する情報を示し、園路の起終点、中間点、分岐点や難易度の変化点等に設置する。

なお、総合案内標識や案内図標識の表記と色や番号で連携させるなど、利用しやすいように工夫する。

また、視覚障害者に配慮して、園路の縁石やフラットバー（縁板）、表面材料等による連続した誘導方法も検討する。





バリアフリー対応のコースを表示したサイン
磐梯朝日国立公園　裏磐梯集団施設地区

③自然体験を補助する解説標識

解説標識は、自然環境等について理解する手助けとなるものであり、解説対象の図や写真、イラスト等を用いてわかりやすい表現とし、必要に応じて、触れやすい位置に触知図を併設する。

④適切な利用を促す注意標識

事故防止や自然環境の保護、利用規制等の認知のために必要な注意・警戒事項、禁止事項、フィールドマナー等を伝える標識は、ピクトグラムと文字を併用し、誰にでも直感的にわかるように表示する。

特に、園路の難易度の変化点では、注意標識とともに園路の状況等を明示して利用者が利用するか否かを判断できるようにするとともに、ゲートの設置、幅員や舗装材の変化など、確実に知らせるための工夫を施す。

また、危険箇所では、注意標識に加え、視覚障害者が危険を予知できるように安全柵等を設置する。

（C）利用しやすさに配慮した配置と構造

①誰もが利用しやすい標識設置の工夫

標識は、利用者の動線等を考慮して、通行の妨げにならず目につきやすい位置に、誰にも利用しやすいように設置することを基本に、以下の点に配慮して整備する。

・案内図標識や解説標識は、子どもや車いす使用者も見やすいよう、表示面から 1m 程度離れて見る場合、表示面の上端の高さを 170～185cm 程度以下に抑えて設置することが望ましい。（参考２：誰もが見やすい表示面の高さと大きさ(p.75 参考２参照)

・総合案内標識、案内図標識、解説標識のように情報量の多い標識の場合は、時間をかけて情報を得るため、通行に支障のないよう園路から後退させて滞留スペースを設けて設置する。

・標識の前面には、車いす使用者が容易に接近し方向転換ができるよう、表示面の方向に 150cm ×150cm 以上の水平面を確保する。

・通行等の支障とならないよう、園路の外側や園地の周辺部に設置することを基本とするが、園路等からの隔距離は、情報を読みとりやすいよう園路端から 60cm 以上離さないようにする。

・誘導標識等がやむを得ず園路上に突出する場合は、視覚障害者の通行の支障とならないよう、下端を 200cm 以上の高さにするか柵の設置などの侵入防止措置を施す。

また、展望地点等に設置する場合は、低い位置に傾斜をつけて設置するなど、展望を阻害しないように配慮する。

屋外では、季節や時刻によって自然光の強さと方向が変化することから、緑陰等を考慮して設置場所を検討することが望ましい。一般に、東西方向に並行する配置の方が逆光の影響を受けにくい他、必要に応じて日よけの庇を設けるなどの方法も考えられる。

なお、標識の背景に照明や看板等が位置すること等により、表示が見にくくならないように配慮する。



展望を阻害しないように設置されたサイン
車いす使用者にも見やすい位置である



庇を設けたサインの例
霧島屋久国立公園

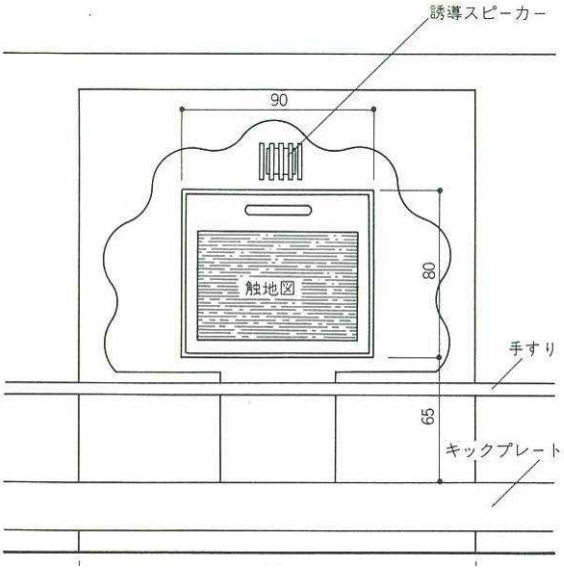
②視覚障害者に配慮した標識の工夫

視覚障害者にとっては、標識の存在がわかることが重要であり、足裏の感触や白杖で標識の存在がわかるように、標識の足下の舗装材を変える、標識の下部にバーを付けて白杖で確認できるようにするなどの工夫を施す。

こうした工夫の他、縁石やフラットバーによる誘導がなされている場合や、渓流や滝の水音で位置が認識できる地点等がある場合は、その旨を行動起点となる駐車場やビジターセンター等に設置した触知型の案内図標識や点字パンフレット等で予め伝達する。

触知板を設置する場合には、直接手で触れるため、夏の直射日光で熱くならない素材の選択、日陰への設置などの配慮とともに、清潔を保つ管理も必要である。

触知板は、90～120cm の触れやすい高さに設置し、大きさは両手を広げたくらいが全体を把握できわかりやすい。



視覚障害者に標識の存在を知らせる工夫の例



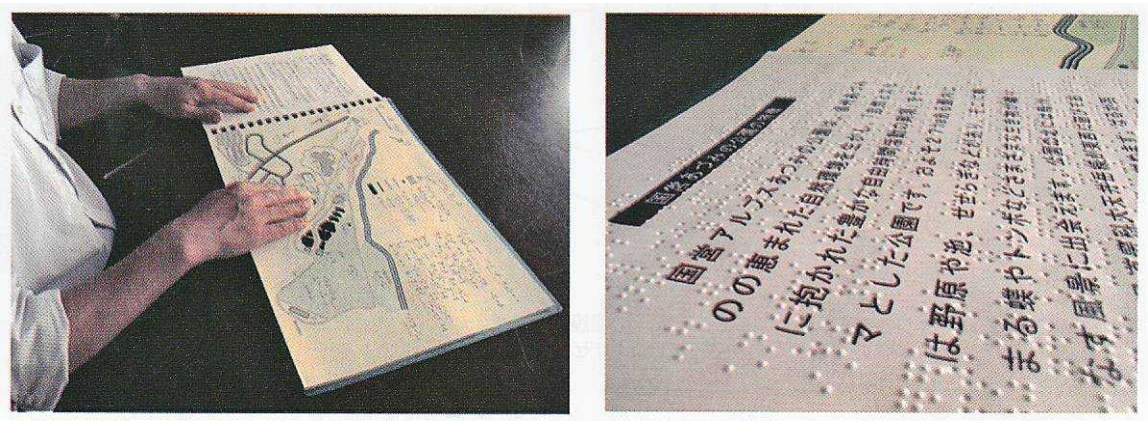
木陰に設置された触知板
富士箱根伊豆国立公園
田貫湖集団施設地区

（D）パンフレット類との併用やガイド等の案内による補完

主要利用拠点等の広い範囲全体を案内図等で把握することは難しいことから、パンフレット等との併用が有効である。特に視覚障害者にとっては、触知図ですべての情報を把握することは困難であり、触知型のパンフレットが効果的である。

パンフレットには、園路等の状況や障害者対応施設（便所、休憩所等）に関する情報を記載する他、緊急時の連絡先としてビジターセンターの電話番号を記載するなど、きめ細かな情報提供に配慮するとともに、ビジターセンター等でいつでも入手できるようにしておくことが望まれる。

なお、触知型パンフレットの作成に当たっては、利用者に表現方法の確認を行うなど視覚障害者の利用特性に留意する必要がある。



点字パンフレットの例　国営アルプスあづみの公園

出典）国土交通省監修『ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり』

また、ガイドスタッフに施設やフィールドの案内や説明をしてもらうことは、標識類やパンフレット等より多くの情報を得ることができ、特に視聴覚障害者にとっては環境のイメージを膨らませる上で効果的である。

ビジターセンター等において、サポートガイドのサービスを提供するとともに、多様な人とコミュニケーションの図れるガイドスタッフの養成などを含めたユニバーサルサービスの体制づくりが望まれる。



利尻礼文サロベツ国立公園　幌延園地

参考１：視認しやすさを考慮した文字の大きさと色彩

表示文字の大きさは、視力の低下した高齢者等に配慮して、視距離に応じた大きさを選択する。書体は、視認性の優れた角ゴシック体とすることが望ましい。

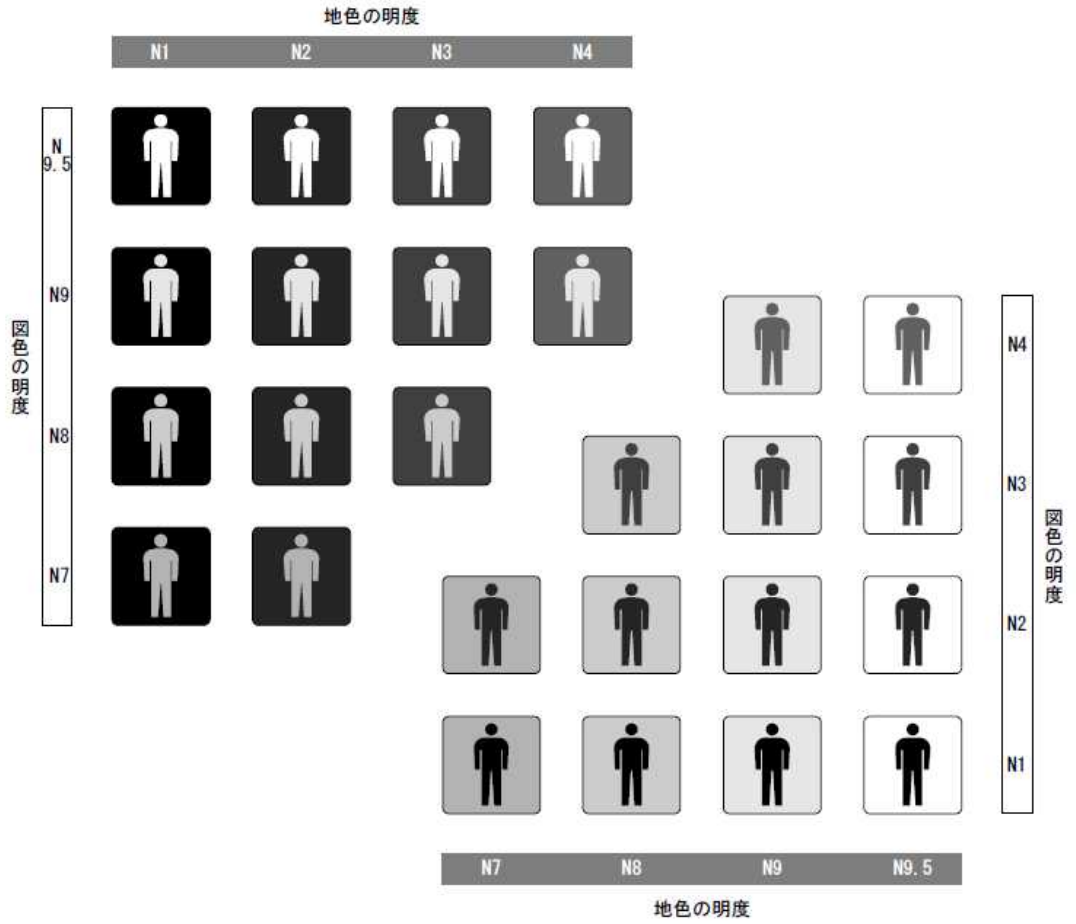
文字の大きさの選択の目安

視距離（m）	30	20	10	4～5	1～2
和文文字高（mm）	120 以上	80 以上	40 以上	20 以上	9 以上
英文文字高（mm）	90 以上	60 以上	30 以上	15 以上	7 以上

文字高とは、日本字では指定書体の「木」の高さを、アルファベットでは指定書体の「E」の高さをいう。



文字と地色の色調は、文字が見やすく容易に識別できるものとするため、高齢者に多い白内障に配慮して「青と黒」、「黄と白」、「赤と緑」の組合せを避ける。また、視認性を確保する上で文字と地色の明度差を明度スケールで５段階以上とすることが望ましい。



図色と地色の明度対比例

弱視者や視力の低下した高齢者、色覚障害者の利用を考慮し、表示の色彩も注意深く選定する必要がある。基本的には、明るい色の地の濃い色の文字を組み合わせ、表示板の色と文字が対照（コントラスト）をなすようにする。

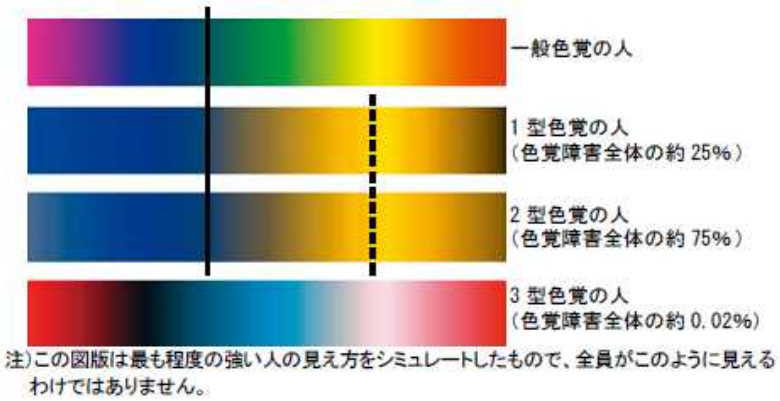
色を組み合わせて用いる場合は、色覚障害者に配慮し、見分けやすい色の組み合わせを用いて、表示要素毎の明度差・彩度差を確保した表示とする。

色覚障害者にとって識別が困難な色の組み合わせは、「赤と黒」、「赤と緑」、「緑と茶色」、「黄緑と黄色」、「紫と青」、「赤と茶色」、「水色とピンク」、「黄色と明るい黄緑」、「オレンジと黄緑」があげられ、このような組み合わせは避ける。

また、赤系の色を用いる場合は、濃い赤を用いず朱色やオレンジに近い赤を用いる。赤を用いる場合は他の色との境目に細い白線を入れると表示が目立ちやすくなる。

色覚障害者のうち大多数を占める赤緑色覚障害（1 型色覚、2 型色覚）の人は、赤～緑の波長域において、明度が類似した色の見分けが困難になっている。下図の黒い実線から右(長波長)側の「赤～緑の領域」で色の差が小さくなっている。この範囲では点線を中心に左右の色がほぼ対称に見えていて、「赤と緑」、「黄緑と黄色」の差が特に小さくなっている。

さらに 1 型色覚では､最も長波長側の視物質に変異があるため赤が暗く感じられ､「濃い赤」はほとんど「黒」に見える。(弱視の人も同じ傾向がある)



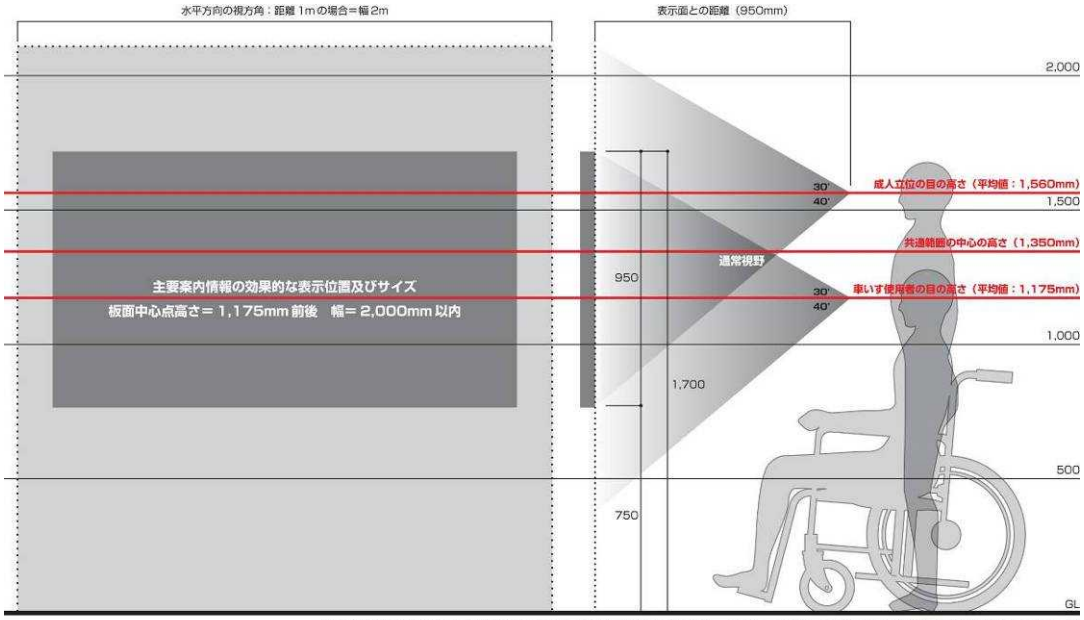
色覚障害者の色の見え方

屋外に設置するサインは、森林の緑や茶色を背景とすることが多く、また、サイン本体に木材を使用することを基本とした場合、木材の色と調和するクリームやオフホワイトを表示板の地色として使用することが望ましい。ただし、白い地色は光が当たると眩しく見える場合があるため、表示面につや消しを施す。

なお、早朝や夜間の利用が考えられる場所では、照明により、表示が読みやすい 50 ルクス以上の照度を確保することが望ましい。

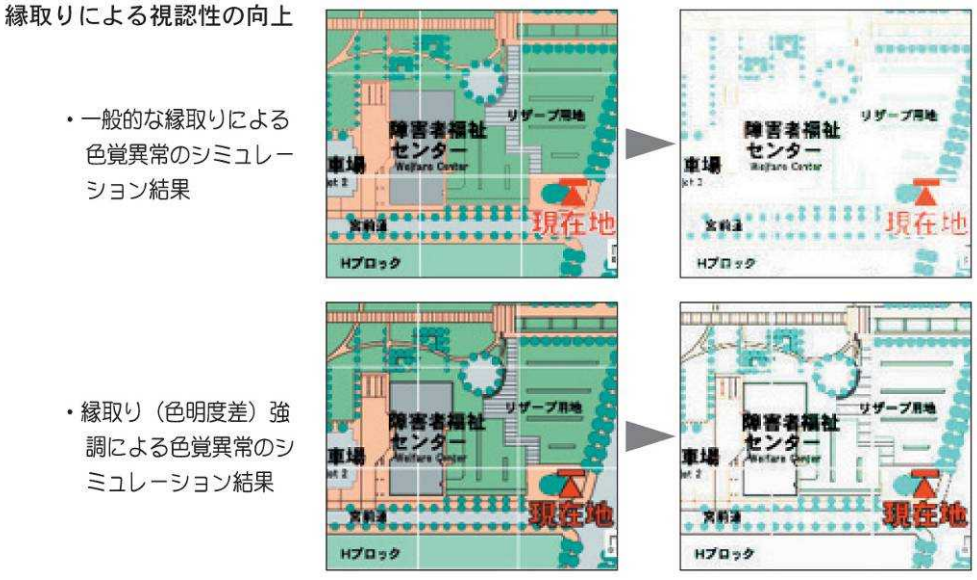
参考２：誰もが見やすい表示面の高さと大きさ

表示面の高さは、視線の低い子どもや車いす使用者にも見やすいよう、表示面から 1m 程度離れて見る場合、表示面の上端の高さを 170～185cm 程度以下とすることが望ましい。また、表示面の幅は、表示面から 1m 程度離れて見る場合は 2m 程度以内に、2m 程度離れて見る大判の表示面を設置する場合でも 4m 以内に納めることが望ましい。



日本建築学会編「建築資料集成３集」及び交通エコロジー・モビリティ財団発行「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」に定められている表示面の高さや位置及び視方角の設定に準じたサイズ

表示面の望ましい高さと幅



地図内の要素を黒色で太く縁取りするなどの配慮により、地図の表現力を維持しながら多様な条件下での視認性を確保することができる。